

令和 2 事業年度業務実績評価書

評価書

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第4期）
	中期目標期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課長 石川 賢司
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室参事官 生田 直樹

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第2項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第29条第3号の規定により、独立行政法人通則法第32条第1項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A			
評価に至った理由	項目別評価は10項目中Sが3項目、Aが3項目、Bが4項目であり、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきAとした。また、全体の評価を引き下げる事象はなかった。 市場運用を開始した2001年度以降の20年間の平均での実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）は3.78%となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.7%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	法人全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I		年金積立金の管理及び運用業務							

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
	予算額（千円）								
	決算額（千円）								
	経常費用（千円）								
	経常利益（千円）								
	行政コスト（千円）								
	従事人員数								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図るため、 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、 （２）基本的な運用手法及び運用目標、 （３）運用の多	（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【B】 （２）基本的な運用手法及び運用目標【S】 （３）運用の多様化・高度化【A】 （４）運用受託機関等の選定、評価及び管理【S】 （５）リスク管理【S】 （６）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資【A】 （７）情報発信・広報及び透明性の確保【A】	＜評価と根拠＞ 評価：S 令和2年度はコロナショックの影響で、ボラティリティが高く、多額の資産を運用しながら複合ベンチマーク収益率を確保し、さらに超過収益を獲得するのは非常に難しい市場環境となった。 その中で、令和2年度は、第4期中期目標において新たに設定された「資産全体における複合ベンチマーク収益率を確保する」という目標を達成した。 具体的には、①超過収益率+0.32%を計上した。当法人の運用資産の規模から超過収益率を獲得するのは難しい面があるが、実質プラスは7年ぶりである。②資産全体の収益率は25.15%、収益額は約37.8兆円と過去最高の数字を計上した。後者は過去20年間の累計収益額（約95.3兆円）の4割弱に相当する。また、収益率と超過収益率がともにプラスとなるのは、株式の構成割合を50%とした平成26年以降、初めてである。 令和2年度の超過収益率+0.32%は、前中期目標期間の平均値（-0.28%）を大きく上回っている。また、超過収益率の	評価	S	＜評価に至った理由＞ 法人は、年金積立金の管理運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、年金積立金の管理及び運用業務に関する評価項目7項目のうち、年金事業の運営の安定又は効率的な運用を行うために主要な役割を果たすことから重要度が高いとしている4項目中3項目（「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」、「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」、「I-5 リス

				様化・高度化、（４）運用受託機関等の選定、評価及び管理、（５）リスク管理、（６）スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資、（７）情報発信・広報及び透明性の確保の各項目を実施したか。		改善幅+0.60％は、目標（複合ベンチマーク収益率の確保は超過収益率 0.00％以上を意味し、必要な改善幅は 0.28％となる）の２倍以上（214％）である。 このほか、国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の20年間の平均で3.78％となっており、平成27年度以降の長期的な運用目標1.7％を上回っている。 大きな収益を獲得した一方で、リスク指標については低水準に抑制された。すなわち、①推定トラッキングエラーは令和2年度末に51bp（1bp＝0.01％）となった。これは令和元年度末の63bp、令和2年度前半の最大100bp程度を大きく下回っている。②VaR レシオ（リスク量の基本ポートフォリオからの乖離度合いを示した指標で、1に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。以下同じ。）は1.01～1.05となっている。 以上から、リスクを抑えながら、市場全体の上昇にしっかりと追随してその上昇分を確保し、それを上回る利益を獲得したと考えられ、ポートフォリオ管理、リスク管理などにおいて、法人が新たに取組んだ方策（流動性確保の精緻化、不振ファンドの解約等の見直し、新たなファンドの選定、機動的かつきめ細かいリバランスやリスク管理を可能とする体制強化等）が奏功したものと考えられる。 年金積立金の運用は超長期で行うものであり、単年度の実績のみで運用実績を評価するものではないが、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を、量的及び質的に上回る顕著な成果を得られたと評価できることから、S評価とした。 ＜課題と対応＞ なし	ク管理」)について、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（項目別評定「S」）。また、重要度が高いとしている1項目（「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」）を含む3項目について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（項目別評定「A」）。 市場が大きく変動した2020年度において、巨額の年金積立金の管理及び運用業務を行う法人は、基本ポートフォリオに基づいて資産配分の見直しやリスク管理等を着実かつ円滑に実施し、中期目標が求める資産全体でのベンチマーク収益率（プラスの超過収益率）を確保する等の顕著な成果を挙げている。また、長期的な収益確保のための多様な取組や情報発信・広報の強化等も着実に実施している。 法人の年金積立金の管理及び運用業務に関する各評価項目の評価及び総合的評価を踏まえ、法人の年金積立金の管理及び運用業務全体については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
--	--	--	--	---	--	---	---

							法人においては、引き続き、中期目標の達成に向けて、年金積立金の管理及び運用業務を適切に行うことが望まれる。 <その他事項> (外部有識者の意見) 特になし
--	--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
株主議決権行使を適切に行った運用受託機関の数及び割合	株主議決権行使等の適切な対応	51/51 100%	55/55 100%						予算額（千円）						
同一企業発行有価証券の保有に関する制限を遵守した運用受託機関（自家運用を含む）の数及び割合	同一企業発行有価証券の保有に関する制限の遵守	22/22 100%	19/20 95%							《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
									経常費用（千円）						
									経常利益（千円）						
									行政コスト（千円）						
									従事人員数						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとす	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （1）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 令和2年3月に厚生労働大臣から示された第4期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することとされた。第4期中期計画において、財政検証及び中期目標並	＜評定と根拠＞ 評定：B 「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」については、年金積立金の管理及び運用に当たっては、制度上の枠組みを前提として、年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえること、また、積立金基本指針を踏まえその内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこととされている。加えて、年金積立金の運用に当たっては、受託者責任を徹底しつつ、市場の価	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として適切な運用	

	る。 １．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。 ① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第 79 条の 2 及び国民年金法第 75 条） これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと	１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本	１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 （１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令並びに中期目標及び中期計画の定めるところに基づき行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成 26 年 7 月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号）の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産	びに近年の経済情勢を踏まえて令和 2 年 3 月に策定した基本ポートフォリオ（令和 2 年 4 月から適用）に沿って、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。 第 4 期中期目標において、年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこととされた。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行った。 令和 2 年度は、Ⅰ－2 以降で記述する複合ベンチマーク収益率の確保など、第 4 期中期目標で定められた内容の達成に向けた様々な取組を行うこととしたため、業務方針の改正回数も多くなっており、令和 2 年 4 月 1 日、令和 2 年 7 月 21 日、令和 2 年 12 月 16 日、令和 3 年 1 月 20 日及び令和 3 年 3 月 10 日付で改正を実施し、ホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 （令和 2 年 4 月 1 日改正） 第 4 期中期計画及び令和 2 年度計画に基づき、改正が必要な部分について一部改正を行った。 （令和 2 年 7 月 21 日改正） 各運用対象資産に係る評価ベンチマークが変更となったことに伴い、一部改正を行った。 （令和 2 年 12 月 16 日改正） キャッシュアウト等対応ファンドを廃止することに伴い、一部改正を行った。 （令和 3 年 1 月 20 日改正） 財投債を売却するための管理ファンド（売却管理ファ	格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意することとされている。さらに、企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、制度上の枠組みを前提として、年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえ、また、積立金基本指針を踏まえその内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っている。 受託者責任を徹底しつつ、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意することとされているのに対し、適切に配慮している。また、企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこととされているのに対し、企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っているとともに、運用受託機関に個別銘柄指図は行っていない。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成していると考えられることから、B と評価する。 【評価の視点】 （１）関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年	及び組織運営に努め、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」や中期目標に沿って、年金積立金の管理及び運用に関して遵守すべき事項を徹底しつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
--	--	---	--	--	---	--

	(他事考慮)はできない仕組みとなっている。 ② 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16 年法律第 105号。以下「法」という。)第 21 条等) これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。 ③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 79 条の 2 等の目的に適合するものでなければならない。(法第 20 条第 2 項) 年金積立金の運用に当たっては、以	として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。 (2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ①受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。	への分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。 (2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。	て、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っているか。 また、積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っているか。 (2) 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針について、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行っているか。 (3) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。	ンド)を新設するため、一部改正を行った。 (令和3年3月10日改正) 一時的に外貨キャッシュを滞留させる指定単ファンドにおける決済資金の管理を資産管理機関による資金の管理に付随する業務として位置付けることを明示するため、一部改正を行った。 (2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三	金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っている。積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 (2) 業務方針について、必要に応じて見直しを実施し、改正を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 (3) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考ええる。	
--	--	--	--	---	---	--	--

	下の基本的な考え方を踏まえること。 ① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。 ② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。 ③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。 積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成26 年総務省、財務省、文部科学省、厚				者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（令和2 年5 月及び令和3 年3 月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 1 月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関する e ラーニングを実施した。さらに、令和2 年6 月のパワハラ防止法施行及び国家公務員の懲戒指針改正にともなうパワーハラスメントへの処分基準の明確化等を踏まえ、同法及び指針の理解を図ることを目的としてコンプライアンス集合研修を実施し、役職員の意識向上を図った。		
	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないように、十分留意する。 また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないように、十分留意する。 また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう	（4）市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないように十分留意しているか。 （5）企業経営等に与える影響を十分に考慮	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場運用部内にリバランスのための専担チームを立ち上げ、配分回収の執行方法について運用機関ときめ細かく調整することにより、過大なインパクトがないように配慮した執行が可能となった。 ア 年金特別会計への寄託金償還等については、これまでキャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用していたが、令和2 年度においては定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、国内債券パッシブファンド及び財投債ファンドの売却資金・利金を活用すること等により対応した。キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドは廃止した。 イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人とし	（4）資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場運用部内にリバランスのための専担チームを立ち上げ、配分回収の執行方法について運用機関ときめ細かく調整することにより、過大なインパクトがないように配慮した執行が可能となった。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 （5）企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に		

	生労働省告示第1号)を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。 (2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 ② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意すること。 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株	十分に考慮し、以下の点について配慮する。 i 運用受託機関ごと(自家運用を含む。)に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。 ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 (3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	十分に考慮し、以下の点について配慮する。 i 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。 ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 (3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行っているか。 (6) 運用受託機関ごと(自家運用を含む。)に同一企業発行有価証券の保有について制限を設け、保有状況の確認を行っているか。 (7) 株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。 (8) 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めているか。	て行わないこととしており、適切な対応を行っている。 また、民間企業の経営に対して過大な影響を及ぼさないよう、十分に考慮し以下の取組を実施した。 i 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。 ii 民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 (3) 他の管理運用主体との連携 第4回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得、受賞記念講演会をオンラインにて開催した。	対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っており、所期の目標を達成していると考え る。 (6) 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。令和2年度においては、国内株式で同一社内の複数ファンドを合算して見た場合に5%を超える保有が発生したが、早期の対応・解消が図られた。外国株式においては該当がなかった。 以上により、所期の目標を達成していると考え る。 (7) 企業経営等に与える影響を十分に考慮し、運用受託機関に個別銘柄指図は行っておらず、所期の目標を達成していると考え る。 (8) 第4回 GPIF Finance Awards の実施において国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得、受賞記念講演会をオンラインにて開催するなど、他の管理運用主体との連携・協力を行うことに努めており、所期の目標を達成していると考え る。 〈課題と対応〉 特になし	
--	---	---	--	--	---	---	--

式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。							
(3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。							

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2	基本的な運用手法及び運用目標		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
資産全体のベンチ マーク収益率の確 保	資産全体の ベンチマー ク収益率の 確保	資産全体に対する 超過収益率	+0.32%						《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	予算額（千円）					
各資産のベンチマ ーク収益率の確保	各資産のベンチマーク 収益率の確保	国内債券に対する 超過収益率	+0.02%							決算額（千円）					
		国内株式に対する 超過収益率	－0.59%							経常費用（千円）					
		外国債券に対する 超過収益率	+1.63%							経常利益（千円）					
		外国株式に対する 超過収益率	－0.79%							行政コスト（千円）					
ベンチマーク収益 率を用いたパフォー マンス評価の結果を経営委員会へ 報告し、投資行動の PDCA サイクルの取 組を実施した回数	ベンチマー ク収益率の 確保	4 回	14 回						従事人員数						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
					業務実績	自己評価	評価						
	3. 基本的な運用手法及び運用目標 （1）長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポート	3. 基本的な運用手法及び運用目標 （1）基本ポートフォリオに基づく運用 年金積立金の運用は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の4第1項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点から	3. 基本的な運用手法及び運用目標 （1）基本ポートフォリオに基づく運用 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。 （2）評価ベンチマーク収益率の確保 令和2年度における資産全体及び各資産ごとの評価ベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各々の評価ベンチマーク収益率を確保する。 評価ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。 なお、ベンチマーク収益率との比較による評価は、基本ポートフォリオの大幅な変更に際しては市場への影	3. 基本的な運用手法及び運用目標 （1）基本ポートフォリオに基づく運用 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和2年度においては、乖離許容幅の範囲内での運用を行った。 （2）評価ベンチマーク収益率の確保 【資産全体及び各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】 令和2年度の資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●令和2年4月～令和3年3月 <table><tr><td colspan="2">（単位：％）</td></tr><tr><td></td><td>超過収益率</td></tr><tr><td>資産全体</td><td>+0.32</td></tr></table> 令和2年度においては、資産全体について+0.32%とプラスの超過収益率となった。一方で、基本ポートフォリオに対し、令和2年度第1四半期の推定トラッキングエラーが100bp（1年後に約68%の確率で±1%以内の変動幅になることが見込まれる）程度に対し、令和2年度末には51bpとなりリスクは低減した。	（単位：％）			超過収益率	資産全体	+0.32	＜評定と根拠＞ 評定：S 今中期目標において、新たに「資産全体の複合ベンチマーク収益率を確保する」ように求められた。その初年度となった令和2年度は、コロナショックの影響で、ボラティリティが高く、多額の資産を運用しながら複合ベンチマーク収益率を確保するのが非常に難しい市場環境となる中で、超過収益+0.32%を獲得した。当法人の運用額の大きさから超過収益率を獲得するのは難しい面があるが、実質プラスは7年ぶりである。 令和2年度の超過収益率+0.32%は、前中期目標期間の平均値（－0.28%）を大きく上回る。また、超過収益率の改善幅+0.60%は、目標（複合ベンチマーク収益率の確保は超過収益率0.00%以上を意味し、必要な改善幅は0.28%となる）の2倍以上（214%）である。 国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の20年間の平均で3.78%となっており、平成27年度以降の長期的な運用目標1.7%を上回っている。 一方で、基本ポートフォリオに対し、令和2年度第1四半期の推定トラッキングエラーが100bp（1年後に約68%の確率で±1%以内の変動幅になることが見込まれる）程度に対し、令和2年度末には51bpとなりリスクは低減した。 以上の成果は、当法人として、保有するポートフォリオの最適化に向けた多くの新たな取組を行った成果（リスクを抑えつつ超過収益を生み出せるポートフォリオへの変化を実現）と考える。 具体的な取組としては、まず、委託運用しているすべてのファンドについて投資リターンとリスクを検証し、パフォーマンス不	評価	S
					（単位：％）								
	超過収益率												
資産全体	+0.32												
＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、 - 年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行うこと - 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めること としている。 これらの事項は、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。また、ベンチマーク収益率と法人の運用収益率の比較による法人の運用実績の評価に当たって、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮することとしている。 これに対し、法人においては、2020年度の基本ポートフォリオの変更（全運用資産における外国債券の比率が													

フォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行うこと。	の基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。	響に考慮して移行期間が必要となること、厚生労働大臣への寄託金の償還及び年金特別会計への納付等のためベンチマークに含まれない短期資産を保有する必要があること、税金及び取引執行費用等はベンチマーク収益率に反映されていないこと等を踏まえて行う。		また、令和2年度の各資産の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。	振等の8アクティブファンド(資産額約2.7兆円)の解約を決定し、新規配分も含め、より収益が見込めるファンドに振り向けることとした(6年ぶりに国内株式の新規アクティブファンド5社を選定、国内債券も8年ぶりに新規アクティブファンドの選定を進める等)(I-3参照。)	10%増加(15%→25%))への対応を的確に実施した。
【重要度高】	利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等を分散させた長期国際分散投資を基本とする。	その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。		●令和2年4月～令和3年3月	また、法人内で工夫を重ね、様々なツールを活用しながらパフォーマンス評価方法や運用リスクの分析を精緻化・向上させたことで、適時適切なリバランスを検討・実施することが可能となった。さらに、スマートベータ型のファンド(計約2.9兆円)の解約などにより、リスクリターンを改善した。(I-3参照。)	また、現中期目標から新たに資産全体でのベンチマーク収益率の確保を求められたことを受けて、
上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。				この他、年金特別会計への寄託金償還等に必要な流動性の確保については、新たに厚生労働省との間で、定期的に寄託金償還等の見通しについて連携するなど精緻化した結果、キャッシュアウト等対応ファンドを廃止し、償還等に備えて保有する短期資産の額を引き下げ、これらにより計約11.5兆円を、より収益を得られる資産に配分できるようになった。その結果、フルインベストメントを実現することができた。実際の償還等に当たっては、収支状況を踏まえ、国内債券パッシブファンド及び財投債ファンドの売却資金・利金を活用すること等により、必要な流動性を確保した。	・委託運用しているすべてのファンドについてリターンとリスクを検証した上で、運用成績不振のファンドを解約、新規配分を含めてより収益を見込めるファンドへ資産配分【I-4参照】
						・適時適切なリバランスの検討・実施を可能とする、運用資産全体に係るパフォーマンス評価や運用リスク分析の精緻化【I-5参照】
						・厚生労働省と連携して年金特別会計への寄託金償還等に必要な流動性(現金等)の管理を精緻化し、流動性確保のために設けていたキャッシュアウト等対応ファンド(残高約8.7兆円)の廃止、償還等に備えて保有する短期資産の減額(約2.8兆円減)を通じて合計約11.5兆円をより収益を見込める資産へ資金配分すること等により、フルインベストメント(投資がされていない余剰の現金をできる限り残さないこと)を実現
						といった、法人が保有するポートフォリオの最適化(リスクを抑制しながら超過収益を生み出せるポートフォリオの構築)に向けた多くの新

＜評価の視点＞	●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。
(1)基本ポートフォリオに基	

(2)ベンチマーク収益率の確保
各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。
ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

(2)ベンチマーク収益率の確保
各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク収益率を確保する。ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。
パフォーマンス評価に当

(2)各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保しているか。

	ベンチマーク 要因①	ファンド [*] 要因 ②	その他要因 ③	超過収益率 ①+②+③
国内債券	-0.05%	+0.06%	+0.01%	+0.02%
国内株式	-0.79%	+0.21%	-0.01%	-0.59%
外国債券	+0.21%	+1.44%	-0.02%	+1.63%
外国株式	-0.26%	-0.53%	+0.00%	-0.79%

(注1)ベンチマーク要因とは、マネジャーベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。
(注2)ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャーベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。
(注3)その他要因とは、各ファンドの平残ウェイトを使用することによる計算上の誤差等の要因。

[国内債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	ファンド [*] 要因	その他要因
-0.68%	-0.70%	+0.02%	-0.05%	+0.06%	+0.01%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	NOMURA-BPI/ GPIF Customized (パッシブ)	米国債 円ヘッジ (パッシブ)	米国MBS 円ヘッジ (パッシブ)	欧州国債 円ヘッジ (パッシブ)
ベンチマーク要因	+0.00%	-0.05%	-0.07%	-0.10%	-0.02%	+0.05%
ファンド [*] 要因	-0.01%	+0.00%	-0.00%	-0.04%	-0.00%	-0.00%

	NOMURA-BPI 物価連動国債プラス (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	短期 (その他)	合計
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.09%	+0.00%	+0.03%	-0.05%
ファンド [*] 要因	+0.09%	-0.01%	+0.03%	+0.01%	+0.06%

[外国債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	ファンド [*] 要因	その他要因
7.06%	5.43%	+1.63%	+0.21%	+1.44%	-0.02%

	世界国債 (パッシブ)	世界国債 その他 (パッシブ)	米国債 (パッシブ)	米国債 1-3年 (パッシブ)	欧州国債 (パッシブ)	米国ハイイールド (パッシブ)	欧州ハイイールド (パッシブ)
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.07%	-1.35%	-0.04%	+0.55%	+0.01%	+0.00%
ファンド [*] 要因	-0.01%	-0.02%	-0.02%	-0.00%	-0.00%	+0.00%	-0.00%

	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)	欧州総合 (アクティブ)	米国ハイイールド (アクティブ)	欧州ハイイールド (アクティブ)
ベンチマーク要因	+0.54%	-0.08%	+0.18%	+0.14%	+0.14%
ファンド [*] 要因	+1.04%	+0.30%	+0.05%	+0.01%	+0.01%

	エマージング米ドル (アクティブ)	エマージング現地通貨 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	米国短期 (その他)	合計
ベンチマーク要因	+0.03%	+0.05%	+0.00%	-0.02%	+0.21%
ファンド [*] 要因	+0.02%	+0.06%	+0.02%	-0.00%	+1.44%

[国内株式]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	ファンド [*] 要因	その他要因
41.55%	42.13%	-0.59%	-0.79%	+0.21%	-0.01%

	TOPIX (パッシブ)	JPX日経 400 (パッシブ)	RUSSELL/ NOMURA Prime (パッシブ)	MSCIジャパン ESG セレクト・リー ダーズ (パッシブ)	MSCI日本株 女性活躍 (パッシブ)
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.03%	+0.05%	-0.13%	-0.12%
ファンド [*] 要因	-0.15%	-0.00%	+0.00%	-0.00%	-0.01%

	FTSE Blossom Japan (パッシブ)	S&P/ JPX カーボン (パッシブ)	S&P GIVI Japan (パッシブ)	野村RAFI (パッシブ)	MSCI JAPAN IMI REIT (パッシブ)
ベンチマーク要因	+0.06%	-0.01%	-0.50%	-0.08%	+0.01%
ファンド [*] 要因	-0.00%	-0.01%	+0.03%	+0.00%	-0.00%

	TOPIX (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth (アクティブ)	MSCI Japan Small (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ベンチマーク要因	+0.00%	-0.07%	-0.01%	-0.00%	-0.00%	+0.00%	-0.79%
ファンド [*] 要因	+0.28%	+0.00%	+0.02%	+0.08%	+0.00%	-0.03%	+0.21%

毎営業日ベースで把握し、基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う等、基本ポートフォリオを適切に管理するために必要な措置を講じている。
以上により、所期の目標を達成していると考える。

(2)資産全体で+0.32%とプラスの超過収益率となった。一方で、基本ポートフォリオに対し、令和2年度第1四半期の推定トラッキングエラーが最高100bp（1年後に約68%の確率で±1%の変動幅となることが見込まれる）に対し、令和2年度末には51bpとなりリスクは低減した。
各資産については、国内債券はベンチマーク並みの収益率を確保した。外国債券はプラスの超過収益率となり、国内株式及び外国株式はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.02%の超過収益率となった。
国内債券においては、パッシブ運用がマイナスの超過収益率となる一方、コロナショック後に大きく回復したクレジットセクターのオーバーウエイト等が寄与してアクティブ運用がプラスの超過収益率となった。
国内株式については、-0.59%の超過収益率となった。
国内株式においては、スマートベータを中心にパッシブ運用がマイナスの超過収益率となる一方、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用がプラスの超過収益率となった。
外国債券については、+1.63%の超過収益率となった。
外国債券においては、パッシブ運用が地域別の国債配分がマイナスの超過収益率と

たな取組を実施した。

こうした取組の結果、資産全体で、収益率25.15%、収益額約37.8兆円（累計収益額約95.3兆円）と過去最高の収益を達成するとともに、市場全体（複合ベンチマーク）を上回る超過収益率を実質7年ぶりに獲得（+0.32%）した。なお、各資産では、国内債券はベンチマーク並の収益率（超過収益率+0.02%）、外国債券はプラスの超過収益率（+1.63%）、国内株式及び外国株式はマイナスの超過収益率（国内株式-0.59%、外国株式-0.79%）となったが、年金積立金の効率的な運用の観点からは資産全体でのベンチマーク収益率の確保がより重要となる。
新型コロナウイルス感染症の影響により市場が大きく変動する中であって、かつ、巨額の資産を運用する法人において、機動的なリバランス等に伴う多額の資金移動を円滑に行いつつ、精緻な運用リスク分析等の下で資産全体のリスク量の抑制を適切に行った結果として、年金積立金全体の効率的な運用の観点から重要である資産全体での市場を上回る超過収益率の確保を達成したことは、非常に高く評価できる。
また、市場運用を開始した2001年度から2020年度までの平均での実質的な運用利

	【目標設定の考え方】 ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できないこと等の要因があることを考慮する。 【重要度 高】 上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。 （３）ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いているか。 （４）パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告しているか。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選	〔外国株式〕 <table><tr><th>時間加重収益率 ①</th><th>ベンチマーク ②</th><th>超過収益率 ①－②</th><th>ベンチマーク要因</th><th>ファンド要因</th><th>その他要因</th></tr><tr><td>59.42%</td><td>60.21%</td><td>-0.79%</td><td>-0.26%</td><td>-0.53%</td><td>+0.00%</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>ACWI (パッシブ)</th><th>北米 (パッシブ)</th><th>欧州中東 (パッシブ)</th><th>太平洋 (パッシブ)</th><th>エマージング (パッシブ)</th><th>S&P カーボン (パッシブ)</th><th>MSCI ACWI ESG ニバーサル (パッシブ)</th><th>Morningstar 先進国 ジェンダー・ダイバーシティ (パッシブ)</th></tr><tr><td>ベンチマーク要因</td><td>-0.09%</td><td>+0.12%</td><td>-0.10%</td><td>-0.00%</td><td>-0.09%</td><td>-0.10%</td><td>+0.00%</td><td>-0.00%</td></tr><tr><td>ファンド要因</td><td>-0.10%</td><td>-0.09%</td><td>-0.00%</td><td>-0.00%</td><td>-0.00%</td><td>-0.01%</td><td>-0.00%</td><td>-0.00%</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>ACWI (アクティブ)</th><th>先進国 (アクティブ)</th><th>エマージング (アクティブ)</th><th>オルタナティブ (アクティブ)</th><th>合計</th></tr><tr><td>ベンチマーク要因</td><td>-0.00%</td><td>-0.03%</td><td>+0.04%</td><td>+0.00%</td><td>-0.26%</td></tr><tr><td>ファンド要因</td><td>+0.34%</td><td>-0.37%</td><td>-0.01%</td><td>-0.27%</td><td>-0.53%</td></tr></table> 【ベンチマーク】 ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。 <table><tr><td>国内債券</td><td>NOMURA－BPI「除くABS」</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX(配当込み)</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>MSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前）</td></tr></table> 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファンド要因、④その他要因（誤差含む）の４つの要因に分解すると、次のとおりである。 <table><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>ベンチマーク要因 ②</th><th>ファンド要因 ③</th><th>その他要因 (誤差含む) ④</th><th>①＋②＋③＋④</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>-0.10%</td><td>-0.02%</td><td>+0.02%</td><td>+0.00%</td><td>-0.10%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.14%</td><td>-0.17%</td><td>+0.04%</td><td>+0.00%</td><td>-0.26%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>+0.13%</td><td>+0.06%</td><td>+0.42%</td><td>-0.02%</td><td>+0.58%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>+0.26%</td><td>-0.05%</td><td>-0.11%</td><td>-0.01%</td><td>+0.10%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>+0.15%</td><td>-0.17%</td><td>+0.37%</td><td>-0.03%</td><td>+0.32%</td></tr></table> 運用資産全体に係る収益率（+25.15％）と複合ベンチマーク収益率（+24.83％）を比較すると、資産配分要因において、特に複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった外国株式を基本ポートフォリオに対して平均的にオーバーウェイトにしていたこと等がプラスに寄与し、資産全体で+0.15％となった。ベンチマーク要因では、主に国内株式が-	時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①－②	ベンチマーク要因	ファンド要因	その他要因	59.42%	60.21%	-0.79%	-0.26%	-0.53%	+0.00%		ACWI (パッシブ)	北米 (パッシブ)	欧州中東 (パッシブ)	太平洋 (パッシブ)	エマージング (パッシブ)	S&P カーボン (パッシブ)	MSCI ACWI ESG ニバーサル (パッシブ)	Morningstar 先進国 ジェンダー・ダイバーシティ (パッシブ)	ベンチマーク要因	-0.09%	+0.12%	-0.10%	-0.00%	-0.09%	-0.10%	+0.00%	-0.00%	ファンド要因	-0.10%	-0.09%	-0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.01%	-0.00%	-0.00%		ACWI (アクティブ)	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計	ベンチマーク要因	-0.00%	-0.03%	+0.04%	+0.00%	-0.26%	ファンド要因	+0.34%	-0.37%	-0.01%	-0.27%	-0.53%	国内債券	NOMURA－BPI「除くABS」	国内株式	TOPIX(配当込み)	外国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）	外国株式	MSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前）		資産配分要因 ①	ベンチマーク要因 ②	ファンド要因 ③	その他要因 (誤差含む) ④	①＋②＋③＋④	国内債券	-0.10%	-0.02%	+0.02%	+0.00%	-0.10%	国内株式	-0.14%	-0.17%	+0.04%	+0.00%	-0.26%	外国債券	+0.13%	+0.06%	+0.42%	-0.02%	+0.58%	外国株式	+0.26%	-0.05%	-0.11%	-0.01%	+0.10%	合 計	+0.15%	-0.17%	+0.37%	-0.03%	+0.32%	なる一方、コロナショック後に大きく回復したクレジットセクターのオーバーウェイト等が寄与してアクティブ運用がプラスの超過収益率となった。 外国株式については、-0.79％の超過収益率となった。 外国株式においては、パッシブ運用及びアクティブ運用のいずれもマイナスの超過収益率となった。パッシブ運用で新興国をアンダーウエイトしたこと、下落相場耐性に重点を置いたアクティブ運用が大幅な上昇相場で劣後したことが要因となった。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果を得たと考える。 （３）ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いており、所期の目標を達成していると考ええる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに基づく管理及び運用等を適切に行うことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①－②	ベンチマーク要因	ファンド要因	その他要因																																																																																																				
59.42%	60.21%	-0.79%	-0.26%	-0.53%	+0.00%																																																																																																				
	ACWI (パッシブ)	北米 (パッシブ)	欧州中東 (パッシブ)	太平洋 (パッシブ)	エマージング (パッシブ)	S&P カーボン (パッシブ)	MSCI ACWI ESG ニバーサル (パッシブ)	Morningstar 先進国 ジェンダー・ダイバーシティ (パッシブ)																																																																																																	
ベンチマーク要因	-0.09%	+0.12%	-0.10%	-0.00%	-0.09%	-0.10%	+0.00%	-0.00%																																																																																																	
ファンド要因	-0.10%	-0.09%	-0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.01%	-0.00%	-0.00%																																																																																																	
	ACWI (アクティブ)	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計																																																																																																				
ベンチマーク要因	-0.00%	-0.03%	+0.04%	+0.00%	-0.26%																																																																																																				
ファンド要因	+0.34%	-0.37%	-0.01%	-0.27%	-0.53%																																																																																																				
国内債券	NOMURA－BPI「除くABS」																																																																																																								
国内株式	TOPIX(配当込み)																																																																																																								
外国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）																																																																																																								
外国株式	MSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前）																																																																																																								
	資産配分要因 ①	ベンチマーク要因 ②	ファンド要因 ③	その他要因 (誤差含む) ④	①＋②＋③＋④																																																																																																				
国内債券	-0.10%	-0.02%	+0.02%	+0.00%	-0.10%																																																																																																				
国内株式	-0.14%	-0.17%	+0.04%	+0.00%	-0.26%																																																																																																				
外国債券	+0.13%	+0.06%	+0.42%	-0.02%	+0.58%																																																																																																				
外国株式	+0.26%	-0.05%	-0.11%	-0.01%	+0.10%																																																																																																				
合 計	+0.15%	-0.17%	+0.37%	-0.03%	+0.32%																																																																																																				

	(3) モデルポートフォリオの策定及び見直し 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。 財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これ	(3) モデルポートフォリオの策定 他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。 (4) モデルポートフォリオの見直し モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化する可能性がある等、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。 このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポート	(3) 基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 ・資産構成割合 国内債券 25% 外国債券 25% 国内株式 25% 外国株式 25% ・乖離許容幅 国内債券 ± 7% 外国債券 ± 6% 国内株式 ± 8% 外国株式 ± 7% 債券全体 ± 11% 株式全体 ± 11% (注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。	扱効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努めているか。 (5) 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下、「モデルポートフォリオ」という。）を定めているか。	0.17%とマイナスに寄与したことで、全体で-0.17%となった。ファンド要因では、主として外国債券が+0.42%とプラスに寄与したことで、全体で+0.37%となった。 (3) 基本ポートフォリオ 中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。また、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオについては、他の管理運用主体と共同して定めている。 なお、現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が高い場合があることを十分考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。	(5) 現在のモデルポートフォリオは、他の管理運用主体と共同して定めており、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定している。以上により、所期の目標を達成していると考ええる。	
--	--	--	--	---	---	---	--

	を変更すること。 (4) 基本ポートフォリオの策定及び見直し 経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。 その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場	フォリオの検証において必要と判断されたときに実施する。 (5) 基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。 その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合	① 乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。 ② オルタナティブ資産運用の在り方 オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって				
--	---	--	--	--	--	--	--

	合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行うこと。 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させる	があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。 （６）基本ポートフォリオ ①資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容する	５％の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。 （４）基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、財政の現況及び見通しが作成されたときや策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を加え、必要に応じ、これを変更しているか。 （７）基本ポートフォリオについて、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長	（４）基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に実施するものとしており、検証の方法について、経営委員会の金融・経済の専門家によって検証の進め方について協議を行った。なお、モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施するものであり、令和２年度にはそうした判断には至らなかった。	（６）（８）モデルポートフォリオの検証は、基本ポートフォリオの検証において必要と判断された時に実施するものであるが、令和２年度にはそうした判断には至らなかった。また、基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に実施するものとしており、検証の方法について、経営委員会の金融・経済の専門家によって検証の進め方について協議を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （７）現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮している。ま	
--	--	--	--	---	--	--

	ため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。 （５）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。 また、短期借入も活用できるようにすること。	ものとする。 ・資産構成割合 国内債券 25% 外国債券 25% 国内株式 25% 外国株式 25% ・乖離許容幅 国内債券±7% 外国債券±6% 国内株式±8% 外国株式±7% 債券全体±11% 株式全体±11% （注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。 ②乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、		期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率がある大きい場合があることを十分考慮しているか。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っているか。 （８）基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、中期目標期間中に適時適切に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がある等必要があると認める場合には、中	た、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。	
--	--	---	--	---	---	--

	機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。 ③オルタナティブ資産運用の在り方 オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって５％の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。 （７）基本ポー		期目標期間中であつても必要に応じて見直しの検討を行っているか。			
--	--	--	--	--	--	--

		トフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの検証は中期目標期間中に適時適切に実施するほか、策定時に想定した運用環境が大きく変化する可能性がある等経営委員会が必要と認めるときは、中期目標期間中であっても、見直しの検討を行い、必要に応じて速やかに修正を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。					
--	--	--	--	--	--	--	--

		（８）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。	（５）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	（９）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保しているか。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を行っているか。	（５）年金給付のための流動性の確保 令和２年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、国内債券パッシブファンド及び財投債ファンドの売却資金・利金を活用すること等により対応し、収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。寄託金償還等に必要な流動性の確保については、新たに厚生労働省との間で、定期的に寄託金償還等の見通しについて連携するなど精緻化した結果、キャッシュアウト等対応ファンドを廃止し、償還等に備えて保有する短期資産の額を引き下げ、これらにより計約 11.5 兆円を、より収益を得られる資産に配分できるようになった。その結果、フルインベストメントを実現することができた。 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、令和２年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。	（９）令和２年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、国内債券パッシブファンド及び財投債ファンドの売却資金・利金を活用すること等によりキャッシュアウトに対応した。また、市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	---	---	---	--	---	--

４．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	運用の多様化・高度化		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
アクティブ運用における超過収益の確保	アクティブ運用における超過収益の確保	4 資産中 2 資産で超過収益を確保	4 資産中 3 資産で超過収益を確保						予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数	パッシブ運用における運用収益の向上	月 1 回以上	46 回					決算額（千円）							
新たな運用手法及び運用対象の導入等について、経営委員会・投資委員会で検討を実施した案件の数	運用収益の向上	—	5 件							経常費用（千円）					
オルタナティブ投資について、法務機能の強化等を受けて適時適切に契約締結した投資案件の件数	運用収益の向上	1 件	2 件						経常利益（千円）						
									行政コスト（千円）						
									従事人員数						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4. 運用の多様	4. 運用の多様	4. 運用の多様		4. 運用の多様化・高度化	＜評定と根拠＞	評定	A

化・高度化	化・高度化	化・高度化			評定：A	＜評定に至った理由＞
運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。	（１）運用手法 運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。	（１）運用手法 ①運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。				中期目標においては、運用手法について、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入に当たっては経営委員会において幅広に検討を行うこと、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること等としている。
ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。	運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、平成３０年度より導入している新実績連動報酬体系	②各資産とも原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。				これに対し、法人においては、アクティブ運用において、運用受託機関の定量評価・定性評価に基づき超過収益獲得の確信が持てるファンドの選定等を行い、４資産中、国内債券、外国債券及び国内株式の３資産で超過収益を獲得した。
新たな運用手法及び運用対象の導入等に当た		ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。				法人の運用の中心となっているパッシブ運用においては、運用資産全体の長期的な収益の向上を目的として、国内株式では異なるリターン・リスク特性を有する上場不動産投資信託（J-REIT）、外国株式では法人による投資が行われていなかった分野であるESG総合型及びテーマ型（女性活躍）指数、外国債券で

	っては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。 オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で	等を通じて、アクティブ運用受託機関とのアライメント強化とアクティブ運用受託機関のセルフガバナンス向上を図る。 ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難いオルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。 また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。	③伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、幅広い観点から、見直し等を含めた検討を行う。 また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。	の獲得に努めるとともに、中期目標期間において超過収益を獲得しているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか。さらに、アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーの管理、アクティブ運用受託機関とのアライメント強化とそのセルフガバナンス向上を図る取組を適切に行っているか。 （２）ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基	③ 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、安定的な超過収益確保の観点から、新規選定に当たり国内株式でJ-REIT、外国債券で地域別のハイイールドパッシブ、外国株式でE S Gのベンチマークを新たに設定した一方で、スマートベータ型の４ファンド（合計約2.9兆円）は解約した。 令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始した。募集分野は、E S G分野のうち当法人による投資が行われていない３分野（外国株E S G総合指数、外国株ダイバーシティ指数及び債券環境指数）とし、指数に関する情報収集・分析を実施した。なお、現在は分野を限定せず多様なインデックスの提案を受け付けている。 提供された情報の分析の結果、外国株E S G総合指数、及び外国株ダイバーシティ指数について、それぞれ1社選定し、運用を開始した。（合計約1.3兆円）	また、運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしている。 国内株式アクティブマネジャーの審査においては、新実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人とのアライメントのとれた報酬体系とすることができた。また、報酬制度について当法人とのアライメントがとれているかどうかの観点から総合評価を実施し、セルフガバナンスの強化を図った。 パフォーマンス不振等の８アクティブファンド（資産額約2.7兆円）の解約を決定した一方で、6年ぶりに国内株式のアクティブファンド5社を選定した。国内債券も8年ぶりに新規アクティブファンドの選定作業を進めた。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （２）パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式J-REIT指数、外国債券で米国、欧州でハイイールド、外国株式でE S Gのファンドを新たに設定した一方で、スマートベータ型の４ファンド（合計約2.9兆円）は解約した。 また、平成29年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定及び年間の運用状況・活動状況のモニタリングの実施を継続しており、その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。 加えて、評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけるモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善を行っている。これらに加え、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投	は法人がアクティブ運用でのみ投資していたハイイールド債（地域別）によるパッシブ運用を開始する等、従来と異なる新たな投資スタイルによる運用の多様化を行った。 また、令和元年に開始した「インデックス・ポスティング」（様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み）を通じて、指数に関する情報収集・分析を継続して行った。 より大きな分散投資効果が期待できるオルタナティブ投資については、2020年度にプライベートエクイティ分野及び不動産分野で新たな運用受託機関による運用を開始する等により資産額が増加しており、2020年度末のオルタナティブ資産の時価総額は1兆3,419億円（2019年度末対比で約4,000億円の増加）、年金積立金全体に占める割合は0.70%となった。こうしたオルタナティブ投資を行う際には、オルタナティブ資産固有の考慮要素の十分な検討等を行いつつ取組を進めており、具
--	--	---	--	--	---	---	---

	取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に 行い、検証結果についても十分に検討した上で 取組を進めること。			づき評価方法を明らかにしているか。さらに、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行っているか。	④アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び実績連動報酬の導入を通じ、運用受託機関とのアラインメントを図る。パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

		(2) 運用対象の多様化 運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。 オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材の確保並びに外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、ミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を図る。 ③オルタナティブ投資におい	(2) 運用対象の多様化 ①運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。 ②オルタナティブ投資については、高い専門性を有する投資フロント人材の確保並びに外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高め、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備を含む市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めているか。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的にを行い、検証結果についても十分に検討した上で慎重な取組を進めているか。 さらに、個別性	(4) オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する人材の確保等により良質な案件の選定力を高め、ミドル機能及びバック機能の充実を始めた体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備を含む市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めているか。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的にを行い、検証結果についても十分に検討した上で慎重な取組を進めているか。 さらに、個別性	(2) 運用対象の多様化 ① 令和2年度中に追加した新たな運用対象はない一方で、既存の運用対象では以下の通り追加を行った。FoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、プライベート・エクイティ分野で昨年度初めて選定したグローバル市場対象運用受託機関1社と契約締結を完了し運用を開始した。これに引き続き同分野で他1社とも選定、契約締結を完了し運用開始済み。日本市場対象の1社も最終選考先として絞り込んでおり契約締結に向け交渉中。また、不動産分野でグローバル市場を対象とした新たな投資手法に関し1社と新たに契約締結。更に最終選考先として絞り込んだ他1社と契約締結に向け交渉中。 ② フロントの運用専門職人材を追加で採用。また採用済みの外部アドバイザーを活用して新たな運用受託機関の審査を継続した。ミドル体制については法人内人事異動によりスタッフを拡充した。前年度に開始した定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、より注視すべき案件の抽出基準やオルタナティブ投資室と運用リスク管理室の役割分担を明確化し、運用リスク管理委員会で承認を受け、運用リスク管理室と協働し運営を行った。また TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析や、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化も実施した。 他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も進めた。オルタナティブ投資に高い専門性を有するシニアな弁護士を令和2年9月に新たに1名採用し、適時適切な対応を強化するために必要な措置について検証を行った。かかる検証を受けて、オルタナティブ投資において問題となる契約実務上の論点の洗い出し、オルタナティブ投資室とより緊密に連携するための定例会議の設定、法務リソースを強化するためオルタナティブ投資の専門性を有する外部弁護士2名を補佐官として配置するなど、オルタナティブ投資について適時かつ適切に対応する法務体制を強化した。 ③ コア投資による安定した収益力を確保する目的でのLP Sを活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、イ	(4) フロントの運用専門職人材の採用を行うとともに、採用済みの外部アドバイザーを活用して新たな運用受託機関の審査を行った。また、法人内人事異動によりミドルチーム・スタッフを拡充した。前年度に開始した定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、より注視すべき案件の抽出基準やオルタナティブ投資室と運用リスク管理室の役割分担を明確化し、運用リスク管理委員会で承認を受け、運用リスク管理室と協働し運営を行った。また TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析や、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化も実施した。また他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。 さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能について検証し、当該検証結果に基づき、必要となる連携体制、専門性を有する弁護士など外部リソースを確保することを通じて、今後の業務の高度化や増加も視野にいた、必要な体制を構築することができた。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 〈課題と対応〉 特になし	<その他事項> (外部有識者の意見) 特になし
--	--	--	--	---	---	--	--

		よる体制整備を図る。また、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で、他のアセットオーナーとの戦略的パートナーシップ投資等についての取組を進める。また、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。 加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を図る。	て、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で、他のアセットオーナーとの戦略的パートナーシップ投資等についての取組を進める。また、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。 ④オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークに基づき、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングす	の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を行っているか。	ンフラストラクチャー分野でパートナー候補として選定した投資家の詳細調査を慎重に行った上で協働内容の具体的協議を行い、法人内の確認を踏まえ共同投資に関する覚書を締結。その内容を経営委員会に報告を行った。今後は投資開始に向けて契約内容等詳細を詰める。リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法について精緻化を行い運用リスク管理委員会で承認を受けた上で運用リスク管理室と協働し運営を行った。またオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化も実施した。戦略的パートナーシップ投資取り組みについては、国内不動産についてR F Iによる運用機関からの情報収集を実施。また現在の市場動向、リターン水準、プライベート投資と上場市場を通じた投資の比較分析を行った上で、実際の運用機関の募集を開始することとした。 ④オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。 ア．オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定 プライベート・エクイティ分野においてグローバル市場対象運用受託機関1社及び日本市場対象1社を、不動産分野においてグローバル市場対象運用受託機関1社を新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。 当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。また、今後の長期的な投資機会の確保の観点より、国内のインフラストラクチャーおよび不動産分野にて新たな投資機会の情報収集のための RFI を実施。プライベート・エクイティ分野ではL P S手法を活用した投資機会の検討を継続した。 イ．オルタナティブ資産への投資	
--	--	--	---	--	--	--

			る。		インフラストラクチャー分野においては、平成 29 年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和 3 年 3 月末現在の残高は 7,362 億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和 3 年 3 月末現在の残高は 610 億円となった。 不動産分野については、平成 29 年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、令和 3 年 3 月末現在の残高は 5,447 億円となった。 ウ．各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築 オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。令和 2 年度においては、税務コンサルタントを活用し、各国の主権免税ステータス取得の為の調査を継続。今後税制上の優遇措置に関する税務当局からのルーリング取得を進める対象国の絞り込みを行った。 エ．モニタリング、リスク管理の体制強化 平成 29 年度より開始した FoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、また、今後想定される L P S 投資手法の実施に備えるため、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法について精緻化を行い運用リスク管理委員会で承認を受けた上で運用リスク管理室と協働し運営を行った。また、超過収益確保の検証のため、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンスの定量的分析手法の高度化も実施した。 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのオルトテンプレートについて効率性重視の観点から見直しを行い、新たな様式でのデータ報告を開始した。	
--	--	--	----	--	---	--

4．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－4	運用受託機関等の選定、評価及び管理			
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
運用受託機関のフ ァンド数	運用受託機関 等の適切な選 定・管理	111 ファンド	117 ファンド						予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
運用受託機関等の 評価に基づく資金 配分の見直し等を 実施した回数	運用受託機関 等の選定・評 価・管理の強 化	8 件	9 件												

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理		5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 （１）運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング（*）をはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。 （*）平成 29 年 6 月制定（令和 2 年 2 月 6 日一部改定）のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、E S G（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。 （２）令和元年度において第 2 次審査まで終了していた国内株式アクティブ	＜評定と根拠＞ 評定：S 「運用受託機関等の選定、評価及び管理」は、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとることとされている。 運用受託機関等の選定・管理の強化、定期的な評価については、B I（ビジネスインテリジェンス）ツール等の各種ツール、コンサルタントの活用等により強化した。また、年に 1 度総	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、定期的に運用受託機関等の評価を行い資金配分の見直し等適切な措置をとることとしている。 この事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高い	

	行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。 【重要度高】 上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案する。 超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。 また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。	(1) 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。 (2) 伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。	のバリュー型について第3次審査を行い、新規選定先5社を選定した。また、J-REIT パッシブ2社を選定した。外国債券において、地域別のHY パッシブを延べ2社を選定した。外国株式において、リバランスを効率的に行うため、地域別のパッシブを延べ1社選定した。 また、国内債券アクティブの選定のための審査を行い第3次審査まで終了している。 【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を行うことにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 令和2年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。総合評価ミーティング先については、懸念等があるファンドを対象に以下のとおり実施した。 令和2年度総合評価ミーティング i 国内債券運用受託機関： アクティブ5ファンド、パッシブ5社 ii 外国債券運用受託機関： アクティブ12ファンド、パッシブ3社 iii 国内株式運用受託機関 アクティブ5ファンド、パッシブ2社 iv 外国株式運用受託機関： アクティブ2ファンド、パッシブ2社 令和2年度の総合評価の結果を受け、以下のファンドに対し解約・警告をするなど適切な対応を実施した。 解約 ・国内株式アクティブ…2ファンド 警告 ・国内株式アクティブ…1ファンド	合評価を行っており、その結果に基づき資金の回収等を行った(9件(令和元年度は8件))。 保有するファンドを総点検し、ポートフォリオ最適化に向けた新たな取組を多数実施した。 運用受託機関の管理・評価のため、令和元年度に導入したRPAを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析により多くの時間を割くことが可能となっている。 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターン向上を目的に、J-REIT等の従来と異なる投資スタイルを持つファンド(国内株式)や、柔軟なリバランスを目的とした地域別のパッシブファンド(外国株式)を設定した。また、外国債券においては、様々なベンチマークのパッシブ運用に対応できる運用者を選定するとともに、従来はアクティブ運用でのみ投資していたハイイールド債もパッシブ運用を開始し、当法人の判断でクレジット商品への資金配分を従来よりも柔軟に変更できる体制を整えた。外国株式においては、ESG指数のファンドへの投資を開始した。 オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定にあたっては、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 以上のような様々な新規施策も含めた取組(リスクを抑えつつ超過収益を生み出せるポートフォリオへの変化を実現)は、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」(I-2及びI-5も参照)するに当たって、顕著な成果をもたらしたものであることから、Sと評価する。 【評価の視点】 (1) 運用受託機関等の選定・管理の強化については、BI(ビジネスインテリジェンス)ツール等の各種ツール、コンサルタントを活用するなど、強化のための取り組みを行った。 また、年に1度総合評価を行っており、この	ものとしている。 これに対し、法人においては、運用受託機関等との間で綿密なコミュニケーションを行うとともに、リスク管理ツール及びRPA(Robotic Process Automation)等も活用してファンドの状況等のモニタリングを日々効率的・効果的に行うことにより、法人のリバランス等の判断に基づき運用受託機関への資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施できる体制を確立した。 また、運用受託機関の選定・管理の強化の取組として、ポートフォリオ最適化の観点から、委託運用しているすべてのファンドについて総点検(リターンとリスクの検証)を実施した。 その上で、総点検の結果を踏まえ、 ・スタイルリスク低減のためスマートベータ型の4ファンドの解約(国内株式)、運用成績不振等の8つのアクティブファンドの解約決定(うち4ファンドを解約済み) ・パッシブ運用について、上場不動産投資信託(J-REIT)指数ファンド(国内株式)、地域別指数ファンド(外国株式)及び地域別ハイイールド債ファンド(外国債券)等を選定して運用を開始 ・6年ぶりに国内株式の新規アクティブファンド5社を選定、8年ぶりに国内債券の新規アクティブファン
--	---	---	--	--	--	--

				運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等を適切に行っているか。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案しているか。 (2)超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を行っているか。	令和元年度までの総合評価の結果等を受けたものも含めて、令和2年度には資金配分の見直し等を合計9件実施し適切な対応を行った。 イ 運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的に、以下ファンドを選定した。 - i 国内株式においては、J-REIT パッシブ2社 - ii 外国債券においては、地域別のHYパッシブ延べ2社 - iii 外国株式において、E S Gパッシブ2社、地域別パッシブ1社 ウ パフォーマンス不振等の8アクティブファンド（資産額約2.7兆円）の解約を決定し、ポートフォリオの収益率アップとリスク削減を実施した。 エ 運用受託機関の管理・評価のため、令和元年度に導入したR P Aを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析により多くの時間を割くことが可能となった。 オ 分析ツールの活用により運用受託機関からの報告書を簡略化し、引き続き負担の軽減に努めた。 カ 外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の令和2年度収益額：235億円 キ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、継続することに問題がないことを確認した。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 【令和2年度末時点】 ・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：3,300億円 収益額：2億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産：1兆961億円 収益額：5億円	総合評価の結果に基づき、資金の回収・配分を行った。令和2年度においては、以下のとおり対応した。 ・解約…国内株式アクティブ2ファンド ・警告…国内株式アクティブ1ファンド 令和元年度までの総合評価の結果等を受けたものも含めて、令和2年度には資金配分の見直し等を合計9件実施し適切な対応を行った。 運用受託機関の管理・評価のため、令和元年度に導入したR P Aを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析により多くの時間を割くことが可能となっている。 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式J-REIT 指数、外国債券で米国、欧州でハイイールド、外国株式でE S Gのファンド、柔軟なリバランスを目的とした地域別指数を設定した。 オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定にあたっては、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 (2)超過収益の獲得の再現性が高いか、そのための投資哲学となっているか、運用プロセスが確立されているか、それを実現するための組織・人材となっているかをきめ細かく評価を行うこととしている。 また、パッシブ運用について、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式J-REIT 指数、外国債券で米国、欧州でハイイールド、外国株式でE S Gのファンドを設定した。外国債券においては様々なベンチマークのパッシブ運用に対応できる運用者を選定しており、従来はアクティブ運用でのみ投資していたハイイールドもパッシブ運用を開始し、当法人の判断でクレジット	ドの選定作業を推進といった、運用受託機関構成の高度化のための多数の新たな取組を実施した。 さらに、オルタナティブ投資について、プライベートエクイティ分野及び不動産分野で運用受託機関を新たに選定した。また、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定に当たっては、成功報酬に重点を置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 なお、法人の資産全体でのベンチマーク対比超過収益率の要因のうち、ファンド要因（個別ファンドとマネージャー・ベンチマークの収益率の差）はプラス（+0.37%）となっている。 以上のような運用受託機関等の選定・管理の強化及び資金配分の見直しの取組は、法人のポートフォリオの最適化、さらには資産全体でのベンチマーク収益率の確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。 中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、法人の運用受託機関等の選定、評価及び管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。
--	--	--	--	---	--	--	---

			(3) オルタナティブ資産については、マネジャー・エントリー制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。	(3)運用の多様化・高度化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を行っているか。	(3) オルタナティブ資産についての取組 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関（ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ）の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 令和2年度においては、マネジャー・エントリー制を活用した公募により、運用受託機関を新たにプライベート・エクイティ分野で1社採用し、前年度末に選定し今年度初に契約締結した1社とともに2社での運用を開始した。同分野においては日本市場対象の1社も最終選考先として絞り込んでおり契約締結に向け交渉中。また、グローバル不動産分野においても1社追加で採用の上、最終選考先として絞り込んだ運用受託機関1社と契約締結に向け交渉中。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。採用した運用受託機関の間では当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】 採用した運用機関の管理は、月次および四半期毎に投資の進捗状況、案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることににより行うこととしている。令和2年度においては、インフラストラクチャー、国内外不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関と上記のような定期的なミーティングを実施した。 【オルタナティブ資産への投資】 インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和3年3月末現在の残高は7,362億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び昨年採用した運用受託機関を通じた投資残高の積み上げを行った結果、令和3年3月末現在の残高は610億円となった。 不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、令和3年3月末現在の残高は5,447億円となった。 【モニタリング、リスク管理の体制強化】 平成29年度より開始したFoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法に関し、より注視すべき案件の抽出基準やオルタナティブ投資室と運用リスク管理室の役割分担を明確化し、運用リスク管	商品への資金配分を従来よりも柔軟に変更できる体制を整えた。 スチュワードシップ責任に係る評価については、より実質的な活動を評価できるように評価体系の変更を実施し、令和2年度は新体系で評価を行った。また、令和2年2月に改定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則での要請事項をベースにヒアリングを実施し、運用受託機関の活動状況の評価を行った。 オルタナティブ投資の各ファンドの選定時には伝統的資産の期待収益に対し流動性プレミアムを付加した収益の確保を判断基準の一つとして従来より組み入れている。運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価については、海外年金基金におけるESG活動の評価事例調査や外部コンサルタントからの助言を参考に、当法人としての運用受託機関のESG活動に対する評価体系を整理し業務マニュアル化を実施。より付加価値の高い運用受託機関の採用に向けた評価手法の高度化を達成した。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 (3) 資産管理機関の複数化を実施し、各資産管理機関の強みや弱みを勘案した総合評価方法を実施することにより、質の高い資産管理機関の選択を可能とした。また、投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和3年度4月からの本番稼働に向けて準備を行った。マネージャー・エントリーシステムのインターフェイス向上等のための検討を行った。また、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選効果の迅速かつ正確な把握等のためのBI（ビジネスインテリジェンス）ツールの導入を行うなど、所期の目標を達成していると考ええる。 (4) ミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員の採用活動を進め、3名の正規	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用受託機関等の選定・管理の強化等に取り組むことが望まれる。 <その他事項> (外部有識者の意見) 特になし
--	--	--	--	---	--	--	--

				大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を行っているか。	理委員会で承認を受け、運用リスク管理室と協働し運営を行った。また TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析や、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化も実施した。バック機能の充実については、他部門と連携・機能集約により行った。 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのオルトテンプレートについて効率性重視の観点から見直しを行い、新たな様式でのデータ報告を開始した。	職員を採用した。また、オルタナティブ投資に係る高度専門人材をミドル・バック部門（運用管理部）に配し、オルタナティブ投資の資産管理業務（キャピタルコール等）に関与させることで、同部門の強化を図った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし	
			（４）マネジャー・エントリーシステムのインターフェイス向上等のためのシステム改良を図るとともに、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のための B I （ビジネスインテリジェンス）ツールの導入に取り組む。		（４）マネージャー・エントリーシステムのインターフェイス向上等のための検討を行った。また、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のための B I （ビジネスインテリジェンス）ツールの導入を行った。 （５）ミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員の採用活動を進め、３名の正規職員を採用した。また、オルタナティブ投資に係る高度専門人材をミドル・バック部門（運用管理部）に配し、オルタナティブ投資の資産管理業務（キャピタルコール等）に関与させることで、同部門の強化を図った。		

４．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
年金積立金の資産 構成割合と基本ポ ートフォリオとの 乖離状況を把握し た上で、必要な措 置を実施した回数	適切なリスク 管理	月 1 回以上	54 回						《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、 財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがっ て、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。							
資産全体のリスク を確認し、リスク 負担の程度につい ての分析・評価及 び各年度の複合ベ ンチマーク収益率 との乖離要因の分 析等を実施した回 数	適切なリスク 管理	10 回	28 回													
各種リスク管理の 状況を経営委員会 に報告し、経営委 員会でモニタリン グを実施した回数	適切なリスク 管理	4 回	14 回													

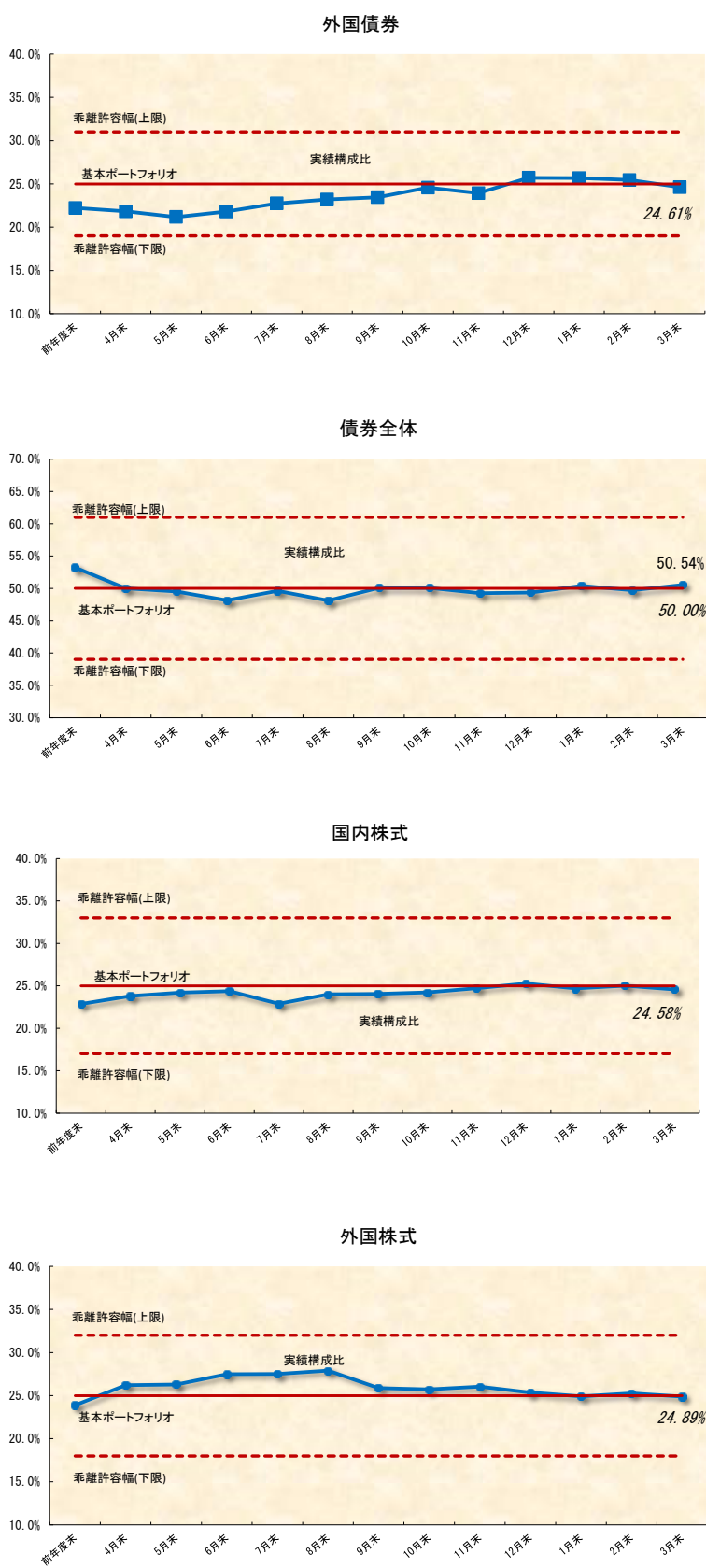
注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	6. リスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。	6. リスク管理 （1）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。 また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受	6. リスク管理 （1）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。 また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受		6. リスク管理 （1）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。 なお、各資産の資産管理機関については、資産管理業務における資産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管理業務継続の観点から、従来の1資産1資産管理機関体制から1資産複数資産管理機関体制への移行が決定しており、平成30年度は国内株式、外国債券、令和元年度は短期資産、令和2年度は外国株式おいて移行を実施した。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行っている。 さらに、経営委員会によるモニタリングも強化した。前中期目標期間においては、理事長から経営委員会に対して定期的（四半期に1度を目安）に報告してきたところ、令和2年度は理事長からの報告に加え、新たに管理運用業務担当理事からも毎回の経営委員会で報告することとしたが、この結果、経営委員会によるモニタリング回数も14回（令和2年度の委員会開催数）となった。	<評定と根拠> 評定：S 今中期目標における新たな目標（資産全体で複合ベンチマーク収益率の確保）に対応するため、初年度である令和2年度はリスク管理の強化に力を入れたところである。 ・日次評価法による時間加重収益率の算出、超過収益率の要因分解を日次分析するためのツールの構築や年金特会の日次での把握。 ・リスク管理について、新たに、各資産に加え株式や債券全体のアラームポイントの設定、VaR レシオ（＝実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオ VaR）や資産全体の推定トラッキングエラーのリスクファクタ毎の日次及びタイムリーな把握、超過収益率の要因分解に対する推定トラッキングエラーの計測を実施。 この結果、リスクを把握・分析するためのモニタリングは大幅に増加した。具体的には、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数54回（基準値比4倍強）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数28回（基準値比3倍弱）となった。 また、経営委員会によるモニタリングも強化した。前中期目標期間においては、理事長から経営委員会に対して定期的（四半期に1度を目安）に報告してきたところ、令和2年度は理事長からの報告に加え、新たに管理運用業務担当理事からも毎回の経営委員会で報告することとした。 この結果、経営委員会によるモニタリング回数も14回（令和2年度の委員会開催数）となり、基準値（4回）比で3倍強となった。 その他にも以下のようなリスク管理の高度化等に向けた取組を実施した。 ・各資産において、超過収益率の要因分解に対応する推定トラッキングエラーをリスクファ	評価 S <評定に至った理由> 中期目標においては、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能強化を図るとともに複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと、運用リスク管理の高度化を図ること、経営委員会は各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこととしている。 この事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、現中期目標から新たに資産全体でのベンチマーク収益率の確保を求められたことに対応した資産全体のリスク管理の強化や、新型コロナウイルス感染拡大の影響等によるボラティリティが高い（値動きが激しい）市場環境に対応したきめ細かなリスク管理として、以下の取組を行った。 ①基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析等 ・実際のポートフォリオと基本ポートフォリオの乖離状況を毎営業日把握 ・資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度につ	

	経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。	託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。	託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
--	--	-------------------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

オとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

(2) 適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行っているか。



から、所期の目標を達成していると考える。

(2) 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。

資産全体のリスクをアラームポイント、推定トラッキングエラーや VaR レシオをリスクファクタ毎に日次ベースでタイムリーに分析した。また、複合ベンチマーク収益率との乖離分析を精緻に行うため、日次評価法による時間加重収益率の算出、複合ベンチマーク収益率との乖離要因を日次で分析するためにシステム開発に先んじてツールを構築したほか、適宜適切なリバランスのためにリスク分析の精緻化やセンシティビティ分析をタイムリーに実施した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

シナリオを追加して実施

③経営委員会によるモニタリングの強化

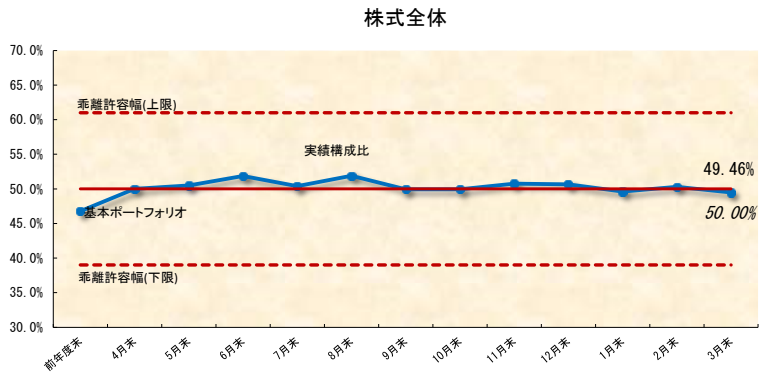
- 経営委員会で毎回(概ね毎月、従前は概ね四半期毎)、理事長に加えて新たに管理運用業務担当理事からもリスク管理状況等を報告

④リスク管理の高度化等に向けた主な取組

- 各資産について、毎月、各資産の超過収益率の要因に対応してリスク指標をモニタリング等
- オルタナティブ投資について、オルタナティブ投資担当部署（フロント・ミドル）と法人全体のリスク管理部署がより密接に連携して重層的なリスク管理体制を構築するとともに、顕在化したリスク事象等のモニタリング方法の高度化によりリスク管理体制を強化

こうしたリスク管理の取組により、2020 年度に運用資産全体で過去最高の収益率・収益額及び実質 7 年ぶりの市場全体(複合ベンチマーク)を上回る超過収益率を獲得しつつ、代表的なリスク指標である推定トラッキングエラーは 2020 年度第 1 四半期の 100 bp 程度から 2020 年度末に 51bp へ大幅に低下し、VaR レシオは 1.01～1.05 と低位で推移する等、2020 年度における運用リスクは低水準に抑制された。

以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、基本



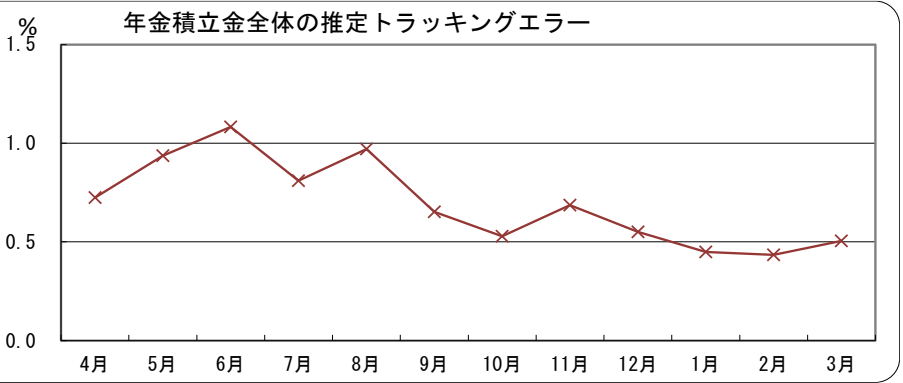
【資産全体のリスク管理】

資産全体のリスク管理については、乖離許容幅遵守を強化するため、各資産に加え、債券・株式全体にもアラームポイントを設定した。その上で、資産全体の推定トラッキングエラーやVaR レシオ（実績ポートフォリオのVaR÷基本ポートフォリオ VaR）をリスクファクタ別に日次ベースでタイムリーに把握し、よりきめ細やかな複眼的なリスク管理を引き続き実施した。

また、リバランスがよりきめ細かく実施される中、推定トラッキングエラーやVaR レシオもファクタ毎の変化や、株価や為替レートの高感度分析を実施し、投資判断に活用している。

ストレステストについては、一時的なインパクトの分析にとどまらず、その後の中期的な影響について、リーマンショックやITバブル崩壊のこれまでのヒストリカルシナリオに、新型コロナウイルスが最も金融市場に混乱を与えた令和2年3月の市場データを用いたストレステストを実施した。

これらの結果、①推定トラッキングエラーは令和2年度末に51bp（1bp＝0.01％）となった。これは令和元年度末の63bp、令和2年度前半の最大100bp程度を大きく下回っている。②VaR レシオは1.01～1.05となっている。



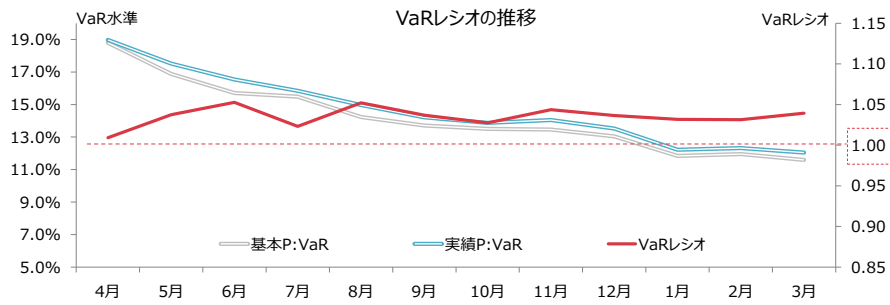
ポートフォリオに沿った機動的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、さらには資産全体でのベンチマーク収益率の確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。

中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用リスク管理の強化に取り組むことが望まれる。

＜その他事項＞
（外部有識者の意見）
特になし

				〈VaR レシオの推移〉  ② 各資産 【各資産のリスク管理】 毎月、各資産のベンチマーク要因及びファンド要因の超過収益率に対する推定トラッキングエラーをマネージャベンチマーク毎やリスクファクタ毎に計測し、モニタリングしている。加えて、国内株式及び外国株式についてはスタイル別のエクスポージャーやベータ値、国内債券及び外国債券についてはデュレーションや内部格付別のエクスポージャーを把握しているほか、外国資産については通貨別や国別のアクティブエクスポージャーをモニタリングすることで、リスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、令和２年度においても特段問題のないことを確認した。 市場リスクについては、資産全体の市場リスクの計測を実施し、リスクファクタ別の寄与率をモニタリングした。推定トラッキングエラーについては、債券については年限、セクター、格付別に、株式についてはスタイルファクター、セクター別にアクティブエクスポージャーやマージナルリスク寄与度でのモニタリングを実施した。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、クレジット投資の保有状況について、信用格付毎といったリスクベースでモニタリングを実施した。 カントリーリスクについては、カントリー格付に基づく配賦量のもとモニタリングを実施した。 ③運用受託機関等 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。	
	② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	(3) 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視を適切に行っているか。	(3) 市場リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視を日次で行ったほか、流動性リスク管理については寄託金等の動向をよりきめ細かく行い、必要かつ効率的な流動性確保を行い、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。	
	③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク	③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指	(4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを	(4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。また、運用体制の変更があった場合に、随	

		指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。	標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、運用コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。 さらに、運	示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価を行っているか。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行っているか。	イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。 ウ 次のとおり、定期ミーティングを実施した。 総合評価ミーティング先については、懸念等があるファンドを対象に以下のとおり実施した。 令和2年度総合評価ミーティング i 国内債券運用受託機関： アクティブ5ファンド、パッシブ5社 ii 外国債券運用受託機関： アクティブ12ファンド、パッシブ3社 iii 国内株式運用受託機関 アクティブ5ファンド、パッシブ2社 iv 外国株式運用受託機関： アクティブ2ファンド、パッシブ2社 エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。 オ 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】 インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。 加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。 そうした運用受託機関からの定期的レポートにおいて、オルタナティブ資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を行うことに加え、伝統的資産のパフォーマンス評価の指標として用いられる政策ベンチマークとの PME+手法によるパフォーマンス比較も報告を受	時ミーティングを行った。 さらに、特定の運用スタイルに偏っていないかをモニタリングしており、適切な管理を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。	
--	--	---	---	---	--	--	--

		用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用データベース及び関連ツール等の整備を進めるとともに、データの管理方針の策定やデータの信頼性を確保するための要件を定義するなど、データ基盤の位置づけを明確化し、継続的にデータ基盤を最適化する体制（データマネジメントオフィス）の整備を進める。		けており、オルタナティブ資産に関するリターン水準の有効性の確認を行っている。また TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析や、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス計測・分析手法の高度化も実施した。 前年度に開始した定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、より注視すべき案件の抽出基準やオルタナティブ投資室と運用リスク管理室の役割分担を明確化し、運用リスク管理委員会で承認を受け、運用リスク管理室と協働し運営を行った。 【データマネジメントオフィス】 データの管理方針の策定やデータの信頼性を確保するための要件を定義するなど、継続的にデータ基盤を最適化する体制（データマネジメントオフィス）の整備のため、データ利活用に係る現状の課題、DMOの必要性について再認識したうえで、①運用の多様化・高度化を支えるためのデータ整備と体系の構築・維持、②業務の質向上と変化への柔軟な対応、③データの有効活用に向けた相互協力と貢献等の基本方針及び、令和３年度の取組み方針とスケジュールについての方向性の検討を行った。		
	④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告の	（５）資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各社の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価を行っているか。また、資産管理機関の複数化	④ 各資産管理機関 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ 総合評価のためのミーティング（リモート会議）を令和３年３月に全資産管理機関に対して実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握した。その結果、資産管理機関３社（資産管理サービス信託銀行と日本トラスティ・サービス信託銀行は令和２年１０月に合	（５）資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すなどの対応を行った。 また、外国株式において資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図ることとし、情報収集のための業者と投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和３年度４月からの本番稼働に向けて準備を行った。	

	制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、B C P等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進める。	ほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 信用リスクについては、随時管理する。 B C P等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制の整備を進める。	を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進めているか。	併)については問題がないことを確認した。 エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。令和2年度においては、3社20件の人事異動等による資産管理体制の変更を確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。 カ 運用資産の管理を資産クラスごとに一つの資産管理機関に集約してから一定年度経過し、運用多様化の障害になる場合やB C P(事業継続計画)における懸念があることから、資産管理の在り方を見直し、会計用データとは別に投資判断用データを収集し活用すること、及び、資産クラス内で複数の資産管理機関を利用することができるよう取り組んだ。 投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図るとともに、情報収集の業者を決定し、投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和3年度4月からの本番稼働に向けて準備を行った。 資産管理機関の複数化については、必要なシステム開発が終わった資産クラスから順次実施しており、令和2年度は外国株式で複数化を実現した。	以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
	⑤ 自家運用 運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。	⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。	(6) 自家運用において、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理しているか。	⑤ 自家運用 市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、運用状況の報告を受け、令和2年10月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存19社中全社を「継続」とした。	(6) 自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。

				・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17 社中全社を「継続」とした。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。		
	⑥ トランジションマネジメント 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。	⑥ トランジションマネジメント 資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。	（７）資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行っているか。	⑥ トランジションマネジメント 市場運用部において組織変更を行い、リバランスのための専門チームを立ち上げ、体制の強化を行った。また、口座開設に係る期間の短縮を図るため、新規口座に対する現物移管方式ではなく、既存口座に対して運用者変更を実施することで、コストの削減が図れたとともに、投資機会の逸失を回避することができた。	（７）市場運用部において組織変更を行い、リバランスのための専門チームを立ち上げ体制の強化を行った。 以上により所期の目標を達成していると考ええる。	
	（２）リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進める	（２）リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進める	（８）ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制整備を行っているか。	（２）リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、複合超過収益率を確保するため、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、収益率については日次評価法による時間加重収益率の算出、超過収益率の要因分解を日次分析するためのツールの構築や年金特会の日次での把握、リスク管理については、各資産に加え株式や債券全体のアラームポイントの設定、VaR レシオ（＝実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオ VaR）や資産全体の推定トラッキングエラーのリスクファクタ毎の日次及びタイムリーな把握、超過収益率の要因分解に対する推定トラッキングエラーの計測を新たに実施し、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、新たに補完調達したリスク管理ツールのモデルの特性につき、現在使用しているリスク管理ツールのモデルとの比較分析を行った。 投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図ることとし、情報収集の業者を決定し、投資判断用のデータ要件やリスク	（８）複合超過収益率を確保するため、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、収益率については日次評価法による時間加重収益率の算出、超過収益率の要因分解を日次分析するためのツールの構築や年金特会の日次での把握、リスク管理については、各資産に加え株式や債券全体のアラームポイントの設定、VaR レシオ（＝実績ポートフォリオの VaR÷基本ポートフォリオ VaR）や資産全体の推定トラッキングエラーのリスクファクタ毎の日次及びタイムリーな把握、超過収益率の要因分解に対する推定トラッキングエラーの計測を新たに実施し、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。 以上により、所期の目標を上回る成果を得られたと考える。	

		とともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスクや長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。 さらに、業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の拡充・強化	とともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。 また、リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備、データ活用改善策の立案などのPDCAサイクルを通じて、運用多様化への機動的な対応、運用多様化に対応したリスク管理の高度化を一層進めるとともに、気候変動リスク分析や長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。 さらに、業務リスクのP	(9) リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスクや長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進めているか。 (10) 業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の充実・強化を行っているか。 (11) 各種リスク管理の状況について経営委員会に定期的に報告し、経営委員会において適切にモニタリン	分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和3年度4月からの本番稼働に向けて準備を行った。 さらに、気候変動リスク分析を実施したほか、長期の多期間シナリオ分析を現在のリスク管理ツールに実装するためツール提供会社と交渉し、分析を可能にした。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行っている。 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。 法務リスク・内部統制について専門性と経験を有するシニアな弁護士を令和2年9月に職員として1名新たに採用し、内部統制機能の強化をはかるために必要となる法務機能の拡充・強化を、専門外部弁護士へのヒアリングなども行って検証し、当該検証に基づき、法務室を令和3年3月に新たに設置するとともに、リスクに適時適切に対応することを可能とする危機管理の予防・対応のための外部弁護士ネットワークを構築した。	(9) リスク管理の高度化を推進する観点から新たに補完調達したリスク管理ツールのモデルの特性につき、現在使用しているリスク管理ツールのモデルとの比較分析を行うとともに、気候変動リスク分析を実施したほか、長期の多期間シナリオ分析を現在のリスク管理ツールに実装するためツール提供会社と交渉し、分析を可能にした。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (10) 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。 法人の内部統制機能について、法務リスクという観点からあらためて、外部専門家のヒアリングも含めて検証し、法務室の設置及び外部弁護士ネットワークなどを構築することにより、今後、事案発生時の適時適切な対応など、内部牽制機能が有効に発揮されるよう、必要な体制を構築した。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 (11) 令和2年度は理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営委員会で毎回報告し、経営委員会によるモニタリングを更に強化した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。	
--	--	---	---	---	---	---	--

		を図る。	D C Aサイ クルを着実に実 行し、事案発 生時の適切な 対応を促すと ともに、内部 牽制機能の強 化を図るた め、法務機能 の拡充・強化 を図る。	グを行っている か。		〈課題と対応〉 特になし	
--	--	------	---	---------------	--	-----------------	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
スチュワードシ ップ活動の評価を目的として運用受託 機関との間でのエンゲージメント実 施回数	スチュワード シップ活動の 推進	26 社	68 回						予算額（千円）						
スチュワードシ ップ活動に関する東証一部上場企業向 けアンケートの回 答数	スチュワード シップ活動の 推進	628 社	681 社							決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
スチュワードシ ップ活動に関する東証一部上場企業向 けアンケートの回 答企業のうち法人 のスチュワードシ ップ活動を評価する企業の割合	スチュワード シップ活動の 推進	75%	77.9%						経常費用（千円）						
E S G 投資の効果 の検証を実施した 回数	E S G 投資に よる長期的な 収益の確保	月 1 回以上	13 回						経常利益（千円）						
GPIF のポートフ ォリオの ESG 評 価（国内株式）	E S G を考慮 した投資の推 進	FTSE：2.63/5.0 MSCI：5.51/7.0	FTSE： 2.95/5.0 MSCI： 5.79/7.0						行政コスト（千円）						
GPIF のポートフ ォリオの ESG 評 価（外国株式）	E S G を考慮 した投資の推 進	FTSE：3.35/5.0 MSCI：5.73/7.0	FTSE： 3.37/5.0 MSCI： 6.01/7.0						従事人員数						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資 (1) スチュワードシップ責任を果たすための活動 年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成 26 年 2 月 26 日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏ま	7. スチュワードシップ責任を果たすための活動 企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながるE S G（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託	7. スチュワードシップ責任を果たすための活動 E S G（環境、社会、ガバナンス）の重要性を認識し、スチュワードシップ責任を果たすための活動（議決権行使権限を有する場合は議決権行使を含む。以下「スチュワードシップ活動」という。）の目的が長期的な投資収益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、スチュワードシップ活動に関する報告（議決権行使権限を有する場合は議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年 2 回の報告を含		7. スチュワードシップ責任を果たすための活動 (1) スチュワードシップ責任を果たすための活動については、「投資原則」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、E S Gの考慮を含め、管理運用法人自身の考え方を明示。 運用受託機関に対しては、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」（平成 29 年 6 月制定、令和 2 年 2 月改訂）において、管理運用法人としての考え方及び、運用受託機関への期待事項を明確に示した上で、運用受託機関向け説明会でも内容や当方からの期待事項について直接説明している。 (2) 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関と、(1) で示した両原則を踏まえ、管理運用法人の考えを説明、対話を実施。運用受託機関に対しては、E S Gの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。 (3) 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ 10 ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。 (4) 令和 2 年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ 55 ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。令和 2 年度における行使状況は次のとおりである。 (国内株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：36 ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド	<評定と根拠> 評定：A スチュワードシップ活動の一層の推進については、コロナ禍でアセットオーナーフォーラムを中止とするなど活動に大きな制約を受けたが、オンラインを活用して国内外の運用受託機関とのエンゲージメント（建設的な対話）を大幅に増やしたほか、「東証一部上場企業向けアンケート」の回答数は昨年度を上回り、過去最高となった。 また、運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」及び「改善度の高い統合報告書」の公表、当法人のスチュワードシップ活動をまとめた「スチュワードシップ活動報告」は予定どおり実施した。 E S G（環境、社会、ガバナンス）投資の推進については令和元年より、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組みである「インデックス・ポスティング」を導入し、E S G関連 3 分野（外国株E S G総合指数、外国株ダイバーシティ指数及び債券環境指数）に関して、先行的に情報収集を開始した。現在は分野を限定せず多様なインデックスの提案を受け付けている。 令和 2 年度においては、上記で収集した情報をもとに、外国株式において、2 つのE S G指数を選定し運用を開始した（合計約 1.3 兆円）。 また、E S Gの取組を評価し、投資の成果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、「E S G活動報告」で、毎年多面的に評価・検証を行っているが、令和 2 年度は、初めての試みとして、気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会について詳細に分析し、同報告の別冊「2019 年度E S G活動報告別冊 G P I Fポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」として公表し、先進的な取組として注目を集めた。 これらの取組は、海外機関によるG P I F	評価 A <評定に至った理由> スチュワードシップ責任を果たすための活動については、中期目標において、年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、当該活動を一層推進することとしている。また、E S G投資については、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等の年金積立金運用の基本的な方針に留意しつつ取組を進めること等としている。 これに対し、法人のスチュワードシップ責任を果たすための活動については、新型コロナウイルスの影響により「企業・アセットオーナーフォーラム」を中止する等の制約を受けたが、国内外の運用受託機関とのエンゲージメント（年間を通じて運用受託機関の活動を評価する体制へ変更、オンラインを活用して実施回数は大幅増）、投資家のスチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケート（運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価等が目的、回答数は過去最高）を着実に実施した。 また、企業に対して統合報告書の充実又は作成を促し、	

え、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。	機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たす	む。）を求める。運用受託機関のスチュワードシップ活動については、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。 （２）スチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たって、長期的な投資収益の向上につながるESG（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行っているか。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を	b 行使内容 ●国内株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">令和2年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>207,794 (87.6%)</td><td>360 (12.8%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>29,520 (12.4%)</td><td>2,445 (87.2%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>237,314 (100.0%)</td><td>2,805 (100.0%)</td><td>240,119</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 【参考：令和元年度】 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">令和元年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>224,058 (88.9%)</td><td>331 (15.7%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>27,857 (11.1%)</td><td>1,779 (84.3%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>251,915 (100.0%)</td><td>2,110 (100.0%)</td><td>254,025</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 (外国株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：19 ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド		令和2年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	207,794 (87.6%)	360 (12.8%)	—	反 対	29,520 (12.4%)	2,445 (87.2%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	合 計	237,314 (100.0%)	2,805 (100.0%)	240,119		令和元年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	224,058 (88.9%)	331 (15.7%)	—	反 対	27,857 (11.1%)	1,779 (84.3%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	合 計	251,915 (100.0%)	2,110 (100.0%)	254,025	ポートフォリオに対するESG評価の高まりという形でも表れていると考える。 上記を踏まえれば、所期の目標を上回る成果を得られていると考えられることから、Aと評価する。 【評価の視点】 (1) 企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の行使判断に委ねている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 (2) GPIFのスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針をベースに運用受託機関への要請としてスチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を定めているが、その活動の目的が長期的な投資収益の拡大であることを明確化している。その上で、運用受託機関に対しては、スチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を踏まえ、エンゲージメントと評価を実施している。ESGについても、スチュワードシ ップ活動原則で、投資におけるESGの考慮を定め、「投資においてESG（環境・社会・ガバナンス）を適切に考慮することは、運用資産の長期的な投資収益拡大の観点から、企業価値の向上や投資先及び市場全体の持続的成長に資すると考えられることから、運用受託機関は、セクターにおける重要性、投資先の実情等を踏まえて、ESG課題に取り組むこと」、としており所期の目標を達成していると考ええる。	投資家に対してその活用を働きかけることを目的とした「運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」及び「改善度の高い統合報告書」」の策定、2020年度の法人のスチュワードシップ活動状況等をまとめた「スチュワードシップ活動報告」の策定を実施した。 2020年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂を受けて、再改定版コードへの賛同と「スチュワードシ ップ責任を果たすための方針」の一部改定（スチュワードシ ップ責任の対象を株式から全資産に拡大等）を行った。 なお、東証一部上場企業向けアンケートによれば、法人のスチュワードシ ップ活動を評価する企業の割合は前年度（74.3%）から上昇（77.9%）しており、法人のスチュワ ードシ ップ活動に対する企業からの評価は高まっていることがうかがえる。 一方、ESG指数については、インデックス・ポスティングで収集した情報を基に、外国株式について2つのESG 指数（ESG総合型、テーマ型（女性活躍））を選定して運用を開始した(合計約1.3兆円)。これにより、ESG 指数に基づく運用資産額は2020年度末時点で約10.6兆円となった。 なお、海外評価機関が法人の株式ポートフォリオのES G評価を計測した結果によれば、法人の株式ポートフォリオのESG評価は改善傾向と
	令和2年度																																																												
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																										
賛 成	207,794 (87.6%)	360 (12.8%)	—																																																										
反 対	29,520 (12.4%)	2,445 (87.2%)	—																																																										
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																																										
棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																																										
合 計	237,314 (100.0%)	2,805 (100.0%)	240,119																																																										
	令和元年度																																																												
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																										
賛 成	224,058 (88.9%)	331 (15.7%)	—																																																										
反 対	27,857 (11.1%)	1,779 (84.3%)	—																																																										
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																																										
棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																																										
合 計	251,915 (100.0%)	2,110 (100.0%)	254,025																																																										

		ための方針」に沿った対応を行う。		目指すものであることを明確化しているか。 （３）スチュワードシップ活動の評価について、エンゲージメント等を通じて検討しているか。	b 行使内容 ●外国株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">令和２年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>183,850 (86.1%)</td><td>2,916 (47.2%)</td><td>－</td></tr><tr><td>反 対</td><td>27,493 (12.9%)</td><td>3,066 (49.6%)</td><td>－</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>2,127 (1.0%)</td><td>202 (3.3%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>213,470 (100.0%)</td><td>6,184 (100.0%)</td><td>219,654</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 【参考：令和元年度】 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">令和元年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>170,365 (87.5%)</td><td>3,515 (53.5%)</td><td>－</td></tr><tr><td>反 対</td><td>22,760 (11.7%)</td><td>2,886 (44.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>1,671 (0.9%)</td><td>165 (2.51%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>194,796 (100.0%)</td><td>6,566 (100.0%)</td><td>201,362</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 (５) 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。 - 株主議決権行使ガイドラインの整備状況 - 行使体制 - 行使状況 令和２年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。		令和２年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	183,850 (86.1%)	2,916 (47.2%)	－	反 対	27,493 (12.9%)	3,066 (49.6%)	－	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	棄 権	2,127 (1.0%)	202 (3.3%)	－	合 計	213,470 (100.0%)	6,184 (100.0%)	219,654		令和元年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	170,365 (87.5%)	3,515 (53.5%)	－	反 対	22,760 (11.7%)	2,886 (44.0%)	－	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	棄 権	1,671 (0.9%)	165 (2.51%)	－	合 計	194,796 (100.0%)	6,566 (100.0%)	201,362	(３) 双方向の対話をベースに評価。総合評価時に行うスチュワードシップミーティングに加えて、必要に応じて意見交換やアンケートなども実施し、運用受託機関の考えや実施状況を確認し、評価に反映している。また、評価結果については、フィードバックを行い、評価のポイントや理由、次年度以降の期待事項なども併せて伝え、双方のスチュワードシップ活動の向上に努めている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。	なっていることがうかがえる。 また、E S G投資の効果についての多面的な評価・検証やT C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿った気候変動関連財務情報開示の取組を継続して行ったほか、初の試みとして行った、気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会が法人のポートフォリオに与える影響の分析は、先進的な取組として評価できる。 以上のようなスチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資の取組は、投資先や市場の持続的成長を促すことを通じて長期的な収益の向上に資するものであり、先進的な取組を実施していることや法人の活動に対する評価も踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資について、中期目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から所要の取組を行うとともに、法人に求められる基本的考え方に則って行っているかについて継続的に検証を行いつつ取り組むことが望まれる。
	令和２年度																																																														
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																												
賛 成	183,850 (86.1%)	2,916 (47.2%)	－																																																												
反 対	27,493 (12.9%)	3,066 (49.6%)	－																																																												
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																																												
棄 権	2,127 (1.0%)	202 (3.3%)	－																																																												
合 計	213,470 (100.0%)	6,184 (100.0%)	219,654																																																												
	令和元年度																																																														
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																												
賛 成	170,365 (87.5%)	3,515 (53.5%)	－																																																												
反 対	22,760 (11.7%)	2,886 (44.0%)	－																																																												
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																																												
棄 権	1,671 (0.9%)	165 (2.51%)	－																																																												
合 計	194,796 (100.0%)	6,566 (100.0%)	201,362																																																												

					(6) 運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタリング」モデルからスチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換。これに伴い、運用受託機関とのミーティングも年に1回の総合評価ミーティングとは別にスチュワードシップミーティングをはじめ、その時々テーマや必要に応じてミーティングやアンケートを都度実施し、年間を通じて活動の評価する体制に変更。この評価結果は令和2年度の総合評価に反映させた。 (7) 令和2年3月24日に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたため、同年6月29日に、再改訂版コードへの賛同と、再改訂コードを踏まえて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を改定。スチュワードシップ責任の対象を株式から全資産へ拡大したほか、コードの各原則への対応では、ESGの考慮を明確化。また、運用受託機関に対しては、重要性又は必要に応じて議決権行使の判断理由を公表することを求めることも本方針において明確化した。 (8) 「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和3年3月25日）。 a 令和2年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。 b 管理運用法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める（comply or explain）ことを改めてスチュワードシップ活動報告において明示。 c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。 d 令和2年3月に再改訂されたスチュワードシップ・コードの内容も踏まえ、株式以外の資産の活動についても記載を拡充した他、議決権助言会社の活用方法についても記載。 (9) 国内株式パッシブ運用において、平成30年度に初めて採用したスチュワードシップを重視したビジネスモデルの運用受託機関のエンゲージメントの特徴、ここまでのエンゲージメントの進捗状況についてスチュワードシップ活動報告で記載。既存先については引き続き、KPIの達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていくとともに、新規採用の拡大を目指す。	（4）スチュワードシップ活動状況について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告しているか。 （5）日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行っているか。	（4）スチュワードシップ活動状況については、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、令和3年3月25日に公表。経営委員会にも報告、質疑を実施した。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 （5）投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定（令和2年2月一部改定）のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため東証一部上場企業を対象に企業向けアンケートを実施。Climate Action100+や30%Club（日英）、ICGN、CIIなどグローバルなイニシアティブへの参加も行い、スチュワードシップ活動の向上に努めた。 平成29年6月に制定（令和2年2月一部改定）したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワー	＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
--	--	--	--	--	--	--	---	--

			に、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国資産の運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価にも活用する。	(10) 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「東証一部上場企業向けアンケート」を実施。 ・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、G P I Fの運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表。 ・国連が提唱する責任投資原則（P R I）他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 PRI、Climate Action100+、TCFD、30% Club（日英）、Thirty Percent Coalition（米）、ICGN（International Corporate Governance Network）、CII（Council of Institutional Investors）。 これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたE（環境）、ダイバーシティに代表されるS（社会）、全てに共通するG（コーポレートガバナンス）について、E S Gの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、P R Iでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスするAsia Advisory Group にも参加している。 ・「グローバル・アセットオーナーフォーラム」及び、複数の企業から「アセットオーナーであるG P I Fと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催はいずれも見送り。令和3年度の再開を目指して、幹事と打ち合わせを重ねた。 (11) 令和2年度の総合評価から、スチュワードシップ責任にかかる取組の評価について、より実質的な活動を評価する体系に変更。 令和2年10月～12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。 ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。全社的なコミットメントに加えて、金融グループに属している場合、グループ全体でもスチュワードシップやE S Gに関する取組へのコミットがなされるようになり、ビジネス上の注力ポイントになりつつあることが窺える。	ドシッパ責任に係る取組」の中で取組状況の評価。評価のウエイトは以下の通り。 株式パッシブ運用：評価全体の30% 株式アクティブ運用：評価全体の10% 平成30年度にスチュワードシップを重視したパッシブ運用モデルとして採用した国内株式運用受託機関については、四半期ごとにエンゲージメントの進捗状況の報告を受け、K P Iの達成状況を確認している。 オルタナティブ資産の運用において、E S Gの取組み状況の把握のため、プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのL P 契約/運用ガイドライン等にてE S Gに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次E S Gレポートを受領し、E S G課題の把握、および当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受けている。令和2年度にはE S G評価プロセスの体系を業務マニュアル化した。選定済の運用受託機関（ゲートキーパーおよびファンド・オブ・ファンズ）については総合評価時に自社の責任投資原則（P R I）への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するP R Iへの署名促進を含むE S Gに関するエンゲージメントの状況について確認を実施したほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりE S G活動の多面的な把握・評価を行った。不動産分野においては投資先運用機関のE S G活動を評価、モニターする為の国際的枠組みであるG R E S Bに加入しており、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオE S Gの観点からの改善を行っていく。国内不動産分野においては、運用受託機関がG R E S Bに加入した上で投資先に対して要請する報告基準を策定した。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。	
--	--	--	--	--	--	--

				（６）被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資の取組を進めているか。	・パッシブ及びアクティブ運用受託機関とも、エンゲージメント方針やＥＳＧ方針などを新たに策定する機関が増え、より組織的な取組になってきている。また、見直しも定期的になされており、環境の変化に合わせた対応がとられている。 ・スチュワードシップレポートなどでも、具体的な今後の重点取組事項や数年先を見据えた活動など、将来を含む中長期の視点でスチュワードシップ活動のプランを策定し、開示している例も見られる他、一部の運用受託機関では、投資先企業に向け、レターを送るケースも見られ、自社の考えを伝えるツールやマネジメントとの対話のきっかけとしても活用されている。引き続きこれらがどのようにエンゲージメントの場で実行されていくのかを確認する必要がある。 ・ＥＳＧ課題への取組については国内および外国株式運用受託機関全社が行っていると回答。国内株式運用受託機関については、過去と比べて、Ｅ（環境）やＳ（社会）に対する取組も進んでいる。国内株式アクティブ運用においては、Ｇ（ガバナンス）に関する積極的なエンゲージメントに加えて、一部の同運用受託機関で、Ｅ（環境）やＳ（社会）に対する取組も進んでいる。また、中小型企業とのエンゲージメントにおいてもＥＳＧに関する対話を実施している機関もある。 ・新型コロナウイルス感染拡大による様々な制約のある環境下においても、企業、投資家双方の尽力によりエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動も滞ることなく、ウェブ会議や電話会議を活用し、投資先企業との対話を進めている。 ・議決権行使については、個別企業の実態等を踏まえ、判断基準を柔軟に運用するとした機関と一律的に基準を変更した機関があったが、本来的には、投資先企業の状況に応じて個別に判断することが望ましいと考える。 （12）平成 29 年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のＥＳＧ評価体制、及び投資判断時/モニタリング時におけるＥＳＧ要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取り組み状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でＥＳＧレポートの、提出を義務付け。 ・上記活動を通じて法人内に蓄積された知見や、ＰＲＩが公表したＥＳＧ活動に関する質問票等に基づき、外部コンサルタントとも協議しながら運用受託機関のスチュワードシップ評価基準を実効性が高い	（６）被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進している。 令和元年 10 月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始した。募集分野は、ＥＳＧ分野のうち当法人による投資が行われていない 3 分野（外国株ＥＳＧ総合指数、外国株ダイバーシティ指数及び債券環境指数）とし、指数に関する情報収集・分析を実施した。なお、現在は分野を限定せず多様なインデックスの提案を受け付けている。提供された情報の分析の結果、外国株ＥＳＧ総合指数、及び外国株ダイバーシティ指数について、それぞれ 1 社選定し、運用を開始した。（合計約 1.3 兆円） 平成 29 年度より開始した FoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開始後のモニタリングにおいて、ＥＳＧ要素を評価対象項目として組み入れた総合評価によりマネジャー評価を実施している。 令和 2 年度までに実施したインフラストラクチャー分野、国内外不動産分野、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定において、ＥＳＧに対する取組み姿勢・能力等を考慮した上で審査を実施している。不動産分野においてはＥＳＧ活動の国際的枠組みである ＧＲＥＳＢに昨年度加入したのに加え、本年度は地球温暖化の科学的分析を行う国際的イニシアティブ ＣＲＲＥＭをサポートし投資先ポートフォリオの長期的価値の維持の観点から運用機関に対する啓蒙を行っていく。国内不動産分野では運用受託機関が本年度 ＧＲＥＳＢに加入した上で、投資先に要請する報告基準を策定した。 また、令和 2 年度中に投資開始後 2 年以上を経過した運用受託機関 5 社（インフラスト
--	--	--	--	---	---	---

					内容に見直しを実施。	ラクチャー3 社、不動産 2 社）の年間の E S G 活動状況について、当法人から内容を改善した質問票を送付し、取組状況の詳細を把握した。 なお、採用した運用受託機関（FoF/ゲートキーパー）による E S G 取組み状況の定期的な報告を義務付けており、各マンドートの年度決算報告と併せて年次での E S G 取組み状況を記載した E S G レポートを受領した。 以上により、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。	
（２）E S G を考慮した投資 年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素である E S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進すること。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるもので	8．E S G を考慮した投資等 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である E S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進	8．E S G を考慮した投資等 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である E S G を考慮した投資を推進するとともに、その効果	（７）E S G 投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとり行われているか及びその効果について継続的に検証しているか。 <				

	ある等といった第31(1)の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、E S G投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとり行われているかについて継続的に検証すること。	するとともに、その効果を継続的に検証していく。取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、E S Gを考慮した取組を進める。	を継続的に検証していく。取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、E S Gを考慮した取組を進める。	か。	価・検証している。令和2年8月には第三回目の報告書となる「2019年度E S G活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。さらに、「2019年度E S G活動報告」の別冊として「G P I Fポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を初めて刊行した。報告書では、TCFDの提言に沿った情報開示を行ったとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を初めて行った。 オルタナティブ資産の運用においては、令和2年度にはE S G評価プロセスの体系を業務マニュアル化。選定済の運用受託機関（ゲートキーパーおよびファンド・オブ・ファンズ）については総合評価時に自社の責任投資原則（P R I）への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するP R Iへの署名促進を含むE S Gに関するエンゲージメントの状況について確認を実施したほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりE S G活動の多面的な把握・評価を行った。 また、不動産分野においては投資先運用機関のE S G活動を評価、モニターする為の国際的枠組みであるG R E S Bに加入しており、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオE S Gの観点からの改善を行っていく。国内不動産分野においては、運用受託機関がG R E S Bに加入した上で投資先に対して要請する報告基準を策定した。	北欧投資銀行（NIB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、イスラム開発銀行（IsDB）、欧州評議会開発銀行（CEB）、米州開発銀行（IDB）の国際開発金融機関10行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行（KfW）、スウェーデン地方金融公社（Kommuninvest）、オランダ自治体金融公庫（BNG Bank）、オランダ水道整備金融公庫（NWB Bank）、ノルウェー地方金融公社（KBN）、カナダ輸出開発公社（EDC）の6行と同様の仕組みを構築・継続し、令和3年3月末時点での投資実績は約1.1兆円となっている。 オルタナティブ資産運用においては、運用会社の選定時に、運用会社全体のE S Gへの取組方針、運用プロセスにおけるE S Gインテグレーション、投資実行後の監督体制や投資家への報告体制等について、質問票による調査、E S G推進に関わる担当者との面談、外部コンサルタントによる評価等、複数の角度から審査をしている。また、運用開始後は、運用会社のE S Gへの取組態勢の変化や、運用会社が分散投資した投資ファンドの責任投資原則（P R I）への署名の有無やE S G要素への対応状況等について、モニタリングを行っており、各運用会社には、E S Gへの取組状況を記載した報告書の提出を求めるほか、運用会社と定期的に面談を行い、適切な状況把握とエンゲージメントに努めている。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。	〈課題と対応〉 特になし
--	---	---	--	-----------	---	--	-------------------------

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7	情報発信・広報及び透明性の確保		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
Twitter による情報発信の回数	情報発信・広報活動の充実	291 回 （フォロワー数 27,973、閲覧回数 3,454,746）	230 回 （フォロワー数 33,962、閲覧回数 4,623,682）						《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。						
YouTube への動画掲載の回数	情報発信・広報活動の充実	8 本 （登録者数 1,284、視聴回数 7,604）	9 本 （登録者数 2,296、視聴回数 22,368）												
法人のホームページへの訪問件数 （セッション数）	情報発信・広報活動の充実	795,215	725,096						経常費用（千円）						
広報効果測定調査における、法人を「信頼できる」及び「信頼できない」との評価の数値	情報発信・広報活動の充実	「信頼できる」：33.1% 「信頼できない」：27.7%	— （第四期中期目標期間における新たな広報効果測定調査を準備中）						経常利益（千円）						
									行政コスト（千円）						
									従事人員数						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	8. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等によ	9. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。 年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等につ	9. 情報発信・広報及び透明性の確保 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図		9. 情報発信・広報及び透明性の確保 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公式ツイッターを通じた発信を強化してフォロワーが引き続き増えたほか、令和元年度に若い世代を意識して制作した YouTube 動画2種が視聴回数的大幅増をけん引するなど、インターネットを介した広報が奏功した。また、年2回の理事長会見はオンラインシステムを活用して実施した。7月の業務概況書会見を受けた報道では、令和2年1～3月期の赤字幅を強調する一方で、累積収益額や年金財政上長期的に必要な利回りは確保できていることを伝える内容も多かった。 令和2年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続した。ESGやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計38回登壇し、コロナ禍にあっても法人の情報発信に努めた。	＜評定と根拠＞ 評定：A 広報活動の在り方の検討等については、第4期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「GP I Fにおける当面の広報方針」を策定した。 実際の広報活動は、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴いアウトプット回数に制約を受ける中で、上記方針も踏まえ、ツイッター公式アカウントの活用など、非対面のコミュニケーションに注力した。 具体的には、①第1四半期はツイッター投稿が困難となったため、年間の合計投稿回数は減少（前年比79%）したものの、年金制度における積立金の役割・長期国際分散投資・ESG投資の意義等、情報発信を行い、投稿に添付するイラストを視覚的に分かりやすくするなど工夫を加えた結果、アウトカム指標であるフォロワー数は昨年度末比プラス5,989の33,962（同121%）、インプレッション（閲覧）数も昨年度末比プラス1,168,936回の4,623,682回（同134%）と、ともに昨年度末比120%超を達成した。また、YouTubeへの動画掲載回数は9回（前年度比113%）ながら、登録者数は昨年度末比プラス1,012の2,296（同179%）、視聴回数も昨年度末比プラス14,764回の22,368回（同294%）となり、ともに昨年度末比120%超を達成した。 また、オルタナティブ投資に関する情報発信については、一般の方向けに投資の意義・役割や投資案件の概要等を物件写真を使うなどして分かりやすく説明するコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を、公式ホームページ内に新設した。 ESG活動に関する情報発信については、ESGの取組を評価し、投資効果の確認と透明性を確保する観点から、「2019年度ES	評価 A ＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むこと、その評価や効果の把握・分析に努めること、年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について年度の業務概況書等の公開資料を工夫すること等により国民に分かりやすく説明すること、スチュワードシップ責任を果たすための活動やESG投資及びオルタナティブ投資について分かりやすく情報発信すること等としている。 この事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、公的年金に関する世論調査（内閣府）や法人が実施した広報効果測定の結果を踏まえ、3つのメッセージ（年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義）を引き続き発信する必要性を含め、現中期計画期間における広報の方向性や効果的なツールの活用方策等を整理した基本的方針（GP	

	り、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。 スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。 オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。 法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経営委員会の審議の透明性の確保	いては四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。 また、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積み上がっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やESG投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。 その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実を図るほか、役員の講演等を含め案件の性格に応じた効	る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際、市場への影響に留意するとともに、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積みあがっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やESG投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。 （１）第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミ		＜評価の視点＞ （１）国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、情報発信や広報活動の一層の	（１）第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」を策定した。具体的には、内閣府が平成30年11月に実施した公的年金に関する世論調査において、公的年金制度に関して、よく知りたいと思うことは何か聞いたところ、「公的年金の積立金の運用状況」を挙げた者の割合（32.0%）が「給付額・給	G活動報告」を刊行した。さらに、令和2年度は初めて「2019年度 ESG活動報告」の別冊として「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した（I－6参照。）。これらの報告書では、昨年度に引き続きTCFDの提言に沿った情報開示を行ったとともに、初めての試みとして、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行い、先進的な取組としてメディアにも数多く取り上げられるなど国内外の注目を集めた。 以上を踏まえれば、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることから、Aと評価する。 【評価の視点】 （１）第４期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」を策定した。具体的には、法人として訴求すべき「3つのメッセージ」（年金制度に	I Fにおける当面の広報方針）を策定した上で、情報発信・広報の充実・強化の観点から以下の取組を行った。 ・ 新型コロナウイルスの影響により非対面のコミュニケーションに注力し、ツイッターやユーチューブを活用した広報（ツイッターでは投稿に添付するイラストを視覚的に分かりやすくするなど工夫し、230回の情報発信）を実施 ・ 2019年度業務概況書（2020年7月公表）において、年金積立金運用の基本的考え方（年金積立金の特徴、長期的なリスクの重視、内外資産への分散投資、株式や外国債券の適切な組み入れ等）を新たに掲載し、2020年4月から適用した基本ポートフォリオの策定の背景や詳細を図表も活用して分かりやすく説明 ・ スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG投資について、「スチュワードシップ活動報告」、「2019年度ESG活動報告」（3回目の刊行）、その別冊「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」（初めて刊行）を公表 ・ オルタナティブ投資について、2019年度業務概況書で具体的な投資案件の概要や写真を掲載するとともに、法人のホームページ内に一般の方向けコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を新設して意義・役
--	---	--	---	--	--	--	--	---

	を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。 【重要度 高】 上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	果的な情報発信を工夫する。 こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組内容を継続的に改善する。 さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保するとともに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表する。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管	ユニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針を策定するとともに、広報活動の評価を定期的に行い、活動内容の改善を図る。	充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析を行っているか。	付水準の見通し」を挙げた者の割合（48.3％）に次いで2番目に多かったことに加えて、法人が実施している広報効果測定の結果も踏まえ、法人として訴求すべき「3つのメッセージ」（年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、E S G投資の意義）を引き続き発信する必要性を示した上で、第4期中期目標期間においては、① 専門家以外の国民の皆様を意識したホームページの全面改訂、② 足元の市場環境を踏まえた長期分散投資に関する発信強化、③ オルタナティブ投資に関する一般向けホームページコンテンツの充実、④ 厚労省による年金広報強化の動きと連携、⑤ 柔軟かつメリハリの利いたメディア対応、⑥ 広報活動に関する新たな効果測定調査の実施、を行う方針を策定した。 上記方針に基づき令和2年度にはツイッター公式アカウントの活用に特に力を入れた。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い第1四半期には公式ツイッターの投稿が困難な状況下にあったため、年間の合計投稿回数は減少したものの、年金制度における積立金の役割・長期国際分散投資・E S G投資の意義等、年間230回の情報発信を行い、投稿に添付するイラストを視覚的に分かりやすくするなど工夫を加えた結果、フォロワー数は昨年度末比プラス5,989の33,962となり昨年度末比120%超となった。インプレッション（閲覧）数についても昨年度末比プラス1,168,936回の4,623,682回となり昨年度末比120%超となった。また、YouTubeへの動画掲載回数は9回、登録者数は昨年度末比プラス1,012の2,296となり昨年度末比120%超を達成し、視聴回数についても昨年度末比プラス14,764の22,368と昨年度末比120%超を達成した。特に令和2年3月に若い世代かつ金融に詳しくない層を意識して掲載した「E S G図解」は、視聴回数が6580回（保有銘柄数など更新前・更新後の2バージョン合計）となり、視聴回数全体の4割近くを占めた。また、年金制度における積立金運用の役割を分かりやすく伝える動画「G P I Fって、なに？」（令和2年4月掲載）の視聴回数も3334回に達し、この2つの動画は視聴回数や登録者数の大幅増に貢献した。なお、この2つの動画は公式ツイッターで周知を繰り返したことで注目が集まった。コロナ禍にあって一般国民向けの講演登壇等を通じた情報発信が制約される中で、インターネットを活用した広報が奏功した。 公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、725,096と昨年度比91%となったが、P C経由での閲覧が中心と思われたため、次年度以降全面改修スマートフォン対応の強化を予定している。 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行うG P I Fの広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」を、令和3年度の調査開始に向けて準備した。 運用の高度化については、オルタナティブ投資やE S G投資の分野で引き続き海外メディアの注目を集め、プライベート・エクイティ（PE）業界向けメディアであるPrivate Equity Internationalによる「PEI Awards 2020」において、「Limited Partner of the Year in Asia」部門	における積立金の役割、長期分散投資の効用、E S G投資の意義）を引き続き発信する必要性を示した上で、第4期中期目標期間においては、① 専門家以外の国民の皆様を意識したホームページの全面改訂、② 足元の市場環境を踏まえた長期分散投資に関する発信強化、③ オルタナティブ投資に関する一般向けホームページコンテンツの充実、④ 厚労省による年金広報強化の動きと連携、⑤ 柔軟かつメリハリの利いたメディア対応、⑥ 広報活動に関する新たな効果測定調査の実施、を行う方針を策定した。 上記方針に基づき令和2年度にはツイッター公式アカウントの活用に特に力を入れた。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い第1四半期には公式ツイッターの投稿が困難な状況下にあったため、年間の合計投稿回数は減少したものの、年金制度における積立金の役割・長期国際分散投資・E S G投資の意義等、年間230回の情報発信を行い、投稿に添付するイラストを視覚的に分かりやすくするなど工夫を加えた結果、フォロワー数は昨年度末比プラス5,989の33,962となり昨年度末比120%超となった。インプレッション（閲覧）数についても昨年度末比プラス1,168,936回の4,623,682回となり昨年度末比120%超となった。また、YouTubeへの動画掲載回数は9回、登録者数は昨年度末比プラス1,012の2,296となり昨年度末比120%超を達成し、視聴回数についても昨年度末比プラス14,764の22,368と昨年度末比120%超を達成した。特に令和2年3月に若い世代かつ金融に詳しくない層を意識して掲載した「E S G図解」は、視聴回数が6580回（保有銘柄数など更新前・更新後の2バージョン合計）となり、視聴回数全体の4割近くを占めた。また、年金制度における積立金運用の役割を分かりやすく伝える動画「G P I Fって、なに？」（令和2年4月掲載）の視聴回数も3,334回に達し、この2つの動画は視聴回数や登録者数の大幅増に貢献した。なお、この2つの動画は公	割や投資案件の概要等を分かりやすく説明 なお、以上のような法人の取組に対する以下の状況を踏まえると、年金積立金運用に関する理解を深めるための法人の取組が一定の効果を上げていることがうかがえる。 2020年度の法人の公式ツイッターのフォロワー数（33,962人）や閲覧数（462万3,682回）は、前年度末比120%超の増加であった。 2020年度に法人がユーチューブへ掲載した動画の登録者数（2,296人）や視聴回数（22,368回）も、前年度末比120%の増加であった。若い世代かつ金融に詳しくない層を意識して掲載した「E S G図解」、積立金運用の役割を分かりやすく伝える「GPIFって、なに？」が増加に貢献した。 - 法人が定期的に行っている年度の運用状況を含む業務概況書及び四半期の運用状況の公表に対して、年金積立金運用が長期の運用であること等を踏まえた報道が多く見られた。 - E S G投資関連の取組のうち、法人が初めて行った、気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会が法人のポートフォリオに与える影響の分析は、公表後、新聞・雑誌のほか政府の審議会や海外のレポートで数多く取り上げられるなど国内外で大きな注目を集めた。
--	--	--	---	--	--	--	---

		理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。併せて、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形での情報開示を進めるとともに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意する。	（２）基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ＥＳＧ投資の意義等をホームページで分かりやすく説明する。また、オルタナティブ投資についても、その意義・役割や投資案件の概要等をホームページ等で分かりやすく説明する。 （３）年金制度における積立金や管理運用	（２）年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、国民に分かりやすく説明しているか。	の第３位に選出された。 （２）基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ＥＳＧ投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要４資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。 オルタナティブ投資について業務概況書において具体的な投資案件の概要、写真を掲載し具体的なイメージが掴みやすい様に内容を工夫している。また年度ごとに各アセットについての解説をコラム形式で分かり易く解説を加えており読者の理解を促進する内容としている。また、令和２年度は新たにホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を新たに開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明した。 （３）公的年金制度における年金積立金や管理運用法人の役割、長期分散投資の効用等を平易に伝える内容のパンフレット「ＧＰＩＦって、なに？」については、令和２年度にはデータ更新を行いホームページに掲	式ツイッターで周知を繰り返したことで注目が集まった。コロナ禍にあって一般国民向けの講演登壇等を通じた情報発信が制約されるなかで、インターネットを活用した広報が奏功した。 運用の高度化については、オルタナティブ投資やＥＳＧ投資の分野で引き続き海外メディアの注目を集め、プライベート・エクイティ（PE）業界向けメディアである Private Equity International による「PEI Awards 2020」において、「Limited Partner of the Year in Asia」部門の第３位に選出された。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。 （２）基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ＥＳＧ投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要４資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和２年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続し、ＥＳＧやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計３８回登壇し、コロナ禍にあっても法人の情報発信に努めた。 また、公的年金制度における年金積立金や管理運用法人の役割や長期分散投資の効用等を平易に伝える内容のパンフレット「ＧＰＩＦって、なに？」については、令和２年度にはデータ更新を行いホームページに掲載している。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。	以上のような情報発信・広報等の取組は、特に２０２０年度は新型コロナウイルスの影響による制約があった中で、広報の基本的方針に基づいて新規の取組や工夫を含めて効率的・効果的に中期目標が求める情報発信・広報活動の一層の充実等に取り組んだものであり、年金積立金運用に関する国民の理解に資するものであった。中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「Ａ」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する国民の一層の理解に資するよう、国民に対する情報発信・広報等の一層の充実に努めるとともに、広報効果測定調査の早期実施の準備を進めた上で、法人の情報発信・広報等の効果の評価・分析に継続的に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
--	--	---	--	--	---	--	--

			法人の役割等を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、ホームページ等で周知する。			
			（４）令和元年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、令和2年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。 具体的な公表日は、令和元年度の管理及び運用実績の状況は7月3日に、令和2年度の四半期の運用状況は	（３）年金積立金の管理及び運用の運用実績の状況等について、毎年1回・四半期毎にホームページ等を活用して迅速な公表を行っているか。 （４）スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信しているか。	載している。 <	

			8月7日、11月6日、2月5日とする。 (5) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。 (6) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。 (7) 経営委員会が重要事項と判断する事項に	(5) オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信しているか。 (6) 法人の運用について多面的な観点から国民の理解を得られるようにするための分かりやすい情報発信のあり方の検討、法人のホームページや業務概況書等の充実等の広報の取組についての定期的な検証等及びその結果を踏まえた取組内容の継続的な改善を行っているか。 (7) 年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委	(5) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 (6) スチュワードシップ活動については、以下の情報の公表を行った。 ①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和3年3月25日）し、令和2年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載。 ②令和2年3月に再改訂された日本版スチュワードシップ・コード及びそれを踏まえて改訂した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、株式以外の資産における取組状況の記載の拡大も実施。 ③当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることを改めてスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告。 ④個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。 ⑤「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載。 (7) 運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した第63回～第73回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。 なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間（7	(5) オルタナティブ投資について業務概況書において具体的な投資案件の概要、写真を掲載し具体的なイメージが掴みやすい様に内容を工夫している。また年度ごとに各アセットについての解説をコラム形式で分かり易く解説を加えており読者の理解を促進する内容としている。さらに、令和2年度には情報発信範囲の拡充の観点から、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を新たに開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。 (6) 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行うGPIFの広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」を、令和3年度の調査開始に向けて準備した。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 (7) 年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等
--	--	--	---	--	---	--

			については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。 （８）運用におけるＥＳＧの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点からＥＳＧ活動報告を作成する。	託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該銘柄の時価総額を公表しているか。 （８）経営委員会が重要事項と判断する事項について、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保を行っているか。 （９）経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表しているか。	年）経過後の公表に向けた、所要の手続きを行った。 加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、令和２年３月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表した。 令和２年度の情報公開制度に基づく対応状況については、以下のとおり。 <table><tr><td>令和２年度</td><td>受付</td><td>決定</td></tr><tr><td>開示請求</td><td>２件</td><td>２件</td></tr></table> ※１ 受付件数のうち、１件は要件を満たさず返戻した。また、決定件数２件の内訳は、令和元年度受付分１件、令和２年度受付分１件である。 ※２ このほか、令和元年度の一部開示決定に対する審査請求が１件。本件は令和３年３月に総務省の審査会より答申があったことを受けて、同年５月に当初決定を取り消し、同年６月に再決定を行った。 （８）環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みを積極的に推進している。このようなＥＳＧの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成３０年より「ＥＳＧ活動報告」を毎年刊行している。令和２年８月には第三回目の報告書となる「２０１９年度 ＥＳＧ活動報告」を刊行し、同９月には同報告書の英語版を公表した。さらに、「２０１９年度 ＥＳＧ活動報告」の別冊として「ＧＰＩＦポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を初めて刊行した。報告書では、TCFDの提言に沿った情報開示も行っているとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリ	令和２年度	受付	決定	開示請求	２件	２件	の選定過程・結果等について、業務概況書等で適切に公表した。また、令和２年３月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額をホームページで公表した。 以上により、所期の目標を達成していると考えてる。 （８）令和２年度においては該当がなかった。 （９）適切に経営委員会の議事概要を公表するとともに、議事録の公表の手続きを進めており、所期の目標を達成していると考えてる。 〈課題と対応〉 特になし	
令和２年度	受付	決定											
開示請求	２件	２件											

					オに与える影響について統合的な分析を初めて行い、メディアにも数多く取り上げられるなど注目が集まった。当法人では、E S G への取組みの効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていくこととしている。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478					
	中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	—	—	1,619,208					
	達成度	—	—	100%					
	（参考）執行額（千円）	—	—	2,521,265					

注）達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。そ	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、他の民間金融機関等の例も参考	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 （1）事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 （1）理事長直属の組織として法務室を新設し、弁護士資格を有する職員を法務室長に配置することで、法務の管理機能（契約書のチェック、業務の適法性のチェック、危機管理事案の助言、訴訟への対応）の一層の強化に加え、事案調査の専門性・客観性の充実、内部通報・外部通報の管理の強化を図った。	<評定と根拠> 評定：B 「効率的な業務運営体制の確立」は、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立することとされている。また、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24%	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど効率的な業務運営の確立に取り組むこと、組織体制の拡大を行う場	

	の際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	にしつつ、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、業務運営の高度化・効率化のために、ＡＩ、ＲＰＡ等の先進技術を積極的に活用する。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進める。 また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う。	応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。 （２）人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。	＜定量的指標＞ 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）	（２）職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 令和２年度において、正規職員の実績評価については令和元年度下期実績評価（令和元年１０月～令和２年３月）を令和２年４～５月に実施し、その結果を令和２年６月期の賞与に、令和２年度上期実績評価（令和２年４月～９月）を令和２年１０月～１１月に実施し、令和２年１２月期の賞与に反映させた。 正規職員的能力評価（令和２年１月～令和２年１２月）については、令和３年１月に実施し、令和３年３月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和３年４月の昇給等へ反映させた。 運用専門職員の実績・能力評価（平成３１年４月～令和２年３月）については、令和２年４～５月に実施し、令和２年６月期の賞与に反映させるとともに、令和２年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。 その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評価を実施した。 ２．業務運営の効率化に伴う経費節減 （１）中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度で専門的な人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために令和２年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．２４％以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。また、新規に設置された法務室が円滑に業務運営を行うことができるよう、関連部署の予算配分を見直し、同室に対して必要な予算措	以上の効率化を行うこと、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施することとされている。さらに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされている。 効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、法務室の新設により、運用の多様化・高度化、リスク管理、内部統制の強化に一層資することが可能となった。加えて、経費節減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映させる人事評価制度としている。 経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、令和２年度の予算額は、前年度比１．２４％以上の節減を行っており、契約の適正化についても適切に取り組んでいる。 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされているのに対し、管理運用業務の基盤となる投資判断用データサービス（MyStateStreet.com）及びポートフォリオのリスク・リターン分析ツール（Aladdin、BarraOne）について、複数サービスを１端末で柔軟に共有できるよう整備し、端末導入コスト削減及び利用者の利便性向上等に寄与した。 以上を踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂと評価する。 ＜定量的指標＞ 令和２年度の予算額は、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、１．２４％以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考ええる。	合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めることが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） 特になし
--	--	--	---	---	--	--	---

管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本の方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24％以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年 度 か ら 1.24％以上の効率化を図ること。	管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1． 2 4％以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行う P D C A サイクルの取組を強化するとともに、これ	料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために令和 2 年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、令和元年度と比べて 1． 2 4％以上の効率化を行う。人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応している。その際、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間 企 業 の 給	の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本の方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1． 2 4％以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1． 2 4％以上の効率化を行っているか。	置を行った。さらに、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなど P D C A サイクルの取組の強化を行った。		
				「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本の方針」という。）において、法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。このことを踏まえ、共同調達等、全体としての業務の最適化に資するもので可能な取組があれば、適宜実施していくこととしているが、令和 2 年度においては、該当する取組はなかった。		
					(単位：百万円)	

正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うP D C Aサイクルの取組を強化すること。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する	らの取組については、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直す。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。そ	与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減、付加価値（スチュワードシップ活動を含む。）等も考慮に入れつつ、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。	に行った上で進めているか。 （2）経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行っているか。 （3）運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を行っているか。 また、業務運営の高度化・効率化のために、AI、RPA等の先進技術の積極的活用を行っているか。 （4）中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（シ	（5）管理運用委託手数料は、目標超過収益率を上回るアクティブ運用機関が多かったことから、前年度比292億円の増加となった。 オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に向け鋭意交渉し実現した。管理報酬の水準に関しても、運用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求すべく、既に選定済の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉を行い、効率化を実現した。	（2）経費節減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映させる人事評価制度としていることから、所期の目標を達成していると考ええる。 （3）管理運用業務の基盤となる投資判断用データサービス（MyStateStreet.com）及びポートフォリオのリスク・リターン分析ツール（Aladdin、BarraOne）について、複数サービスを1端末で柔軟に共有できるよう整備し、端末導入コスト削減及び利用者の利便性向上等に寄与した。 また、全役職員へのモバイルWi-Fiルーターの貸与、Web会議サービスの追加導入、情報セキュリティを考慮したWeb会議サービス利用ルールの制定等を実施し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る法人のテレワーク業務の推進及び安定化に大きく貢献した。 さらに、令和2年度から本格稼働した統合文書管理システムの稼働により、業務運営の電子化、ペーパーレス化を更に推進するとともに、統合ネットワークシステム環境に移設し、法人文書管理を支える基幹システムの更なる安定稼働に寄与した。 加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのBI（ビジネスインテリジェンス）ツールの導入を行うとともに、引き続き、RPAを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。 （4）令和2年度の予算額は、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考ええる。	
---	---	--	---	--	---	--

	こと。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第6の1により対応すること。	の際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。		ステム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を行っているか。			
	3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が	3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により管	3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により管	3. 契約の適正化 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。			（5）新規に設置された法務室が円滑に業務運営を行うことができるよう、関連部署の予算配分を見直し、同室に対して必要な予算措置を行った。 また、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた

策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	必要に応じて適切な見直しを行う PDCA サイクルの取組の強化を行っているか。また、これらの取組について、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直しを行っているか。 （６）人件費について、政府の方針を踏まえつつ適切に対応しているか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保しているか。 （７）給与水準について、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正	【契約の実績】 (単位：件、億円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和２年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(4.8%) 7</td><td>(11.1%) 49.1</td><td>(4.5%) 8</td><td>(0.1%) 0.7</td><td>(14.3%) 1</td><td>(△98.5%) △48.4</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(23.1%) 34</td><td>(26.5%) 117.0</td><td>(29.8%) 53</td><td>(6.3%) 40.3</td><td>(55.9%) 19</td><td>(△65.6%) △76.8</td></tr><tr><td>競争性のある契約 (小計)</td><td>(27.9%) 41</td><td>(37.6%) 166.1</td><td>(34.3%) 61</td><td>(6.4%) 41.0</td><td>(48.8%) 20</td><td>(△75.3%) △125.1</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(72.1%) 106</td><td>(62.4%) 275.3</td><td>(65.7%) 117</td><td>(93.6%) 599.8</td><td>(10.4%) 11</td><td>(117.9%) 324.5</td></tr><tr><td>合計</td><td>(100.0%) 147</td><td>(100.0%) 441.4</td><td>(100.0%) 178</td><td>(100.0%) 640.8</td><td>(21.1%) 31</td><td>(45.2%) 199.4</td></tr></table> （注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２）比較増△減の（ ）書きは、令和２年度の対令和元年度伸率である。 （注３）「競争入札等」には、不落による随意契約を含む。 （注４）令和元年度の「競争性のない随意契約」の欄については、昨年度記載の件数を誤謬訂正している。 【一者応札・応募状況】 (単位：件、億円) <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和２年度</th><th>比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">２者以上</td><td>件数</td><td>33</td><td>80.5%</td><td>36</td><td>94.7%</td><td>(9.1%) 3</td></tr><tr><td>金額</td><td>115.5</td><td>69.5%</td><td>40.9</td><td>99.7%</td><td>(△64.6%) △74.6</td></tr><tr><td rowspan="2">１者以下</td><td>件数</td><td>8</td><td>19.5%</td><td>2</td><td>5.3%</td><td>(△75.0%) △6</td></tr><tr><td>金額</td><td>50.7</td><td>30.5%</td><td>0.1</td><td>0.3%</td><td>(△99.7%) △50.5</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数</td><td>41</td><td>100.0%</td><td>38</td><td>100.0%</td><td>(△7.3%) △3</td></tr><tr><td>金額</td><td>166.1</td><td>100.0%</td><td>41.0</td><td>100.0%</td><td>(△75.3%) △125.1</td></tr></table> （注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２）合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。		令和元年度		令和２年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(4.8%) 7	(11.1%) 49.1	(4.5%) 8	(0.1%) 0.7	(14.3%) 1	(△98.5%) △48.4	企画競争・公募	(23.1%) 34	(26.5%) 117.0	(29.8%) 53	(6.3%) 40.3	(55.9%) 19	(△65.6%) △76.8	競争性のある契約 (小計)	(27.9%) 41	(37.6%) 166.1	(34.3%) 61	(6.4%) 41.0	(48.8%) 20	(△75.3%) △125.1	競争性のない随意契約	(72.1%) 106	(62.4%) 275.3	(65.7%) 117	(93.6%) 599.8	(10.4%) 11	(117.9%) 324.5	合計	(100.0%) 147	(100.0%) 441.4	(100.0%) 178	(100.0%) 640.8	(21.1%) 31	(45.2%) 199.4			令和元年度		令和２年度		比較増△減	２者以上	件数	33	80.5%	36	94.7%	(9.1%) 3	金額	115.5	69.5%	40.9	99.7%	(△64.6%) △74.6	１者以下	件数	8	19.5%	2	5.3%	(△75.0%) △6	金額	50.7	30.5%	0.1	0.3%	(△99.7%) △50.5	合計	件数	41	100.0%	38	100.0%	(△7.3%) △3	金額	166.1	100.0%	41.0	100.0%	(△75.3%) △125.1	次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組の強化を行ったところであり、所期の目標を達成していると考ええる。 （６）人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、高度で専門的な人材２名の採用のほか、正規職員３名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考ええる。 （７）対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。
	令和元年度		令和２年度			比較増△減																																																																																													
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																													
競争入札等	(4.8%) 7	(11.1%) 49.1	(4.5%) 8	(0.1%) 0.7	(14.3%) 1	(△98.5%) △48.4																																																																																													
企画競争・公募	(23.1%) 34	(26.5%) 117.0	(29.8%) 53	(6.3%) 40.3	(55.9%) 19	(△65.6%) △76.8																																																																																													
競争性のある契約 (小計)	(27.9%) 41	(37.6%) 166.1	(34.3%) 61	(6.4%) 41.0	(48.8%) 20	(△75.3%) △125.1																																																																																													
競争性のない随意契約	(72.1%) 106	(62.4%) 275.3	(65.7%) 117	(93.6%) 599.8	(10.4%) 11	(117.9%) 324.5																																																																																													
合計	(100.0%) 147	(100.0%) 441.4	(100.0%) 178	(100.0%) 640.8	(21.1%) 31	(45.2%) 199.4																																																																																													
		令和元年度		令和２年度		比較増△減																																																																																													
２者以上	件数	33	80.5%	36	94.7%	(9.1%) 3																																																																																													
	金額	115.5	69.5%	40.9	99.7%	(△64.6%) △74.6																																																																																													
１者以下	件数	8	19.5%	2	5.3%	(△75.0%) △6																																																																																													
	金額	50.7	30.5%	0.1	0.3%	(△99.7%) △50.5																																																																																													
合計	件数	41	100.0%	38	100.0%	(△7.3%) △3																																																																																													
	金額	166.1	100.0%	41.0	100.0%	(△75.3%) △125.1																																																																																													

			化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表しているか。 （８）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。 （９）管理運用委託手数料について、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努めているか。 （10）法人が策定した「調達等	（注３）比較増△減の（ ）書きは、令和２年度の対令和元年度伸率である。 （２）重点的に取り組む分野 調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした各分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。 ① 競争契約による調達 可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠等の確認等を行った。 （再掲） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和２年度</th><th colspan="2">比較増△減額</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争性のある契約</td><td>(27. 9%) 41</td><td>(37. 6%) 166. 1</td><td>(34. 3%) 61</td><td>(6. 4%) 41. 0</td><td>(48. 8%) 20</td><td>(△75. 3%) △125. 1</td></tr></table> （注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２）比較増△減の（ ）書きは、令和２年度の対令和元年度伸率である。 （注３）不落による随意契約を含む。 ② 随意契約による調達 契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるをえない理由を公表しており、透明性の確保に努めた。 （再掲） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和２年度</th><th colspan="2">比較増△減額</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(72. 1%) 106</td><td>(62. 4%) 275</td><td>(65. 7%) 117</td><td>(93. 6%) 600</td><td>(10. 4%) 11</td><td>(117. 9%) 325</td></tr></table> （注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２）比較増△減の（ ）書きは、令和２年度の対令和元年度伸率である。 （注３）令和元年度の「競争性のない随意契約」の欄については、昨年度記載の件数を誤謬訂正している。		令和元年度		令和２年度		比較増△減額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争性のある契約	(27. 9%) 41	(37. 6%) 166. 1	(34. 3%) 61	(6. 4%) 41. 0	(48. 8%) 20	(△75. 3%) △125. 1		令和元年度		令和２年度		比較増△減額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争性のない随意契約	(72. 1%) 106	(62. 4%) 275	(65. 7%) 117	(93. 6%) 600	(10. 4%) 11	(117. 9%) 325	（８）「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （９）管理運用委託手数料は、目標超過収益率を上回るアクティブ運用機関が多かったことから、前年度比 292 億円の増加となった。 （10）調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底につ	
	令和元年度		令和２年度			比較増△減額																																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																								
競争性のある契約	(27. 9%) 41	(37. 6%) 166. 1	(34. 3%) 61	(6. 4%) 41. 0	(48. 8%) 20	(△75. 3%) △125. 1																																								
	令和元年度		令和２年度		比較増△減額																																									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																								
競争性のない随意契約	(72. 1%) 106	(62. 4%) 275	(65. 7%) 117	(93. 6%) 600	(10. 4%) 11	(117. 9%) 325																																								

			合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 （以下は調達等合理化計画における評価指標） ・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。 ・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。	③ 環境物品等の調達 環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特にコピー用紙等大量に購入したものは再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した。また、事務机等の什器の調達に際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の適合製品であることを仕様書等に記載した。 （３）調達に関するガバナンスの徹底 ① 随意契約に関する内部統制の確立 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。また、契約審査会設置要綱について、所要の改正（委員長代理の設定等）を行うとともに、会計規程施行細則第 28 条第 7 号に該当する少額随意契約に関する取扱いについて、経理課において確認すべき内容や契約審査会審議案件とすべき対象等を整理したうえで、契約審査会に報告した。 運用受託機関等との契約案件については、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議した。また、令和 3 年 2 月 5 日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。 ② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和 2 年 9 月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。	いて、取り組んでおり、所期の目標を達成している と考える。 ・可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠等の確認等を行っており、所期の計画を達成していると考える。 ・随意契約の締結にあたっては、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をし、また、ホームページにおいて随意契約によらざるをえない理由を公表し、透明性の確保に努めており、所期の計画を達成していると考える。 ・環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特にコピー用紙等大量に購入したものは再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した。また、事務机等の什器の調達に際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の適合製品であることを仕様書等に記載したことから、所期の計画を達成していると考える。 ・随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。また、契約審査会設置要綱について、所要の改正（委員長代理の設定等）を行うとともに、会計規程施行細則第 28 条第 7 号に該当する少額随意契約に関する取扱いについて、経理課において確認すべき内容や契約審査会審議案件とすべき対象等を整理したうえで、契約審査会に報告したことから、所期の計画を達成していると考える。 ・運用受託機関等との契約案件については、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回	
4．業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、I T の活用に	4．業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、I T の活用や電子化等を推進す	4．業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、I T の活用や電子	・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。	4．業務の電子化等の取組 （１）新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係るテレワーク業務の実施に伴い、全役職員へのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与、Web 会議サービスの追加導入、情報セキュリティを考慮した Web 会議サービス利用ルールの制定等を実施し、全役職員のテレワーク業務の推進及び安定化に大きく貢献した。 また、投資判断用データサービス（MyStateStreet.com）及びポートフォリオのリスク・リターン分析ツール（Aladdin、BarraOne）の利用について、複数サービスを 1 端末で柔軟に共有できるように整備し、端末導入コスト削減		

	取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。	る。具体的には、事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、法人の業務運営の効率化を図る。 また、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。	化等を推進する。具体的には、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）の導入推進や外部サービスとの連携改善等事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備、DWH（データウェアハウス）サービスや情報処理基盤整備支援等外部リソースの積極的な活用に向けた取組を行う。 また、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。	については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。 ・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関する職員に関わる職員を対象とした研修を年1回以上実施したか。	及び利用者の利便性向上等に寄与した。 投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図ることとし、情報収集の業者を決定し、投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を行い、令和3年度4月からの本番稼働に向けて準備を行った。 （2）令和2年度から本格稼働した統合文書管理システムにより、業務運営の電子化、ペーパーレス化を更に推進するとともに、統合ネットワークシステム環境に移設し、法人文書管理を支える基幹システムの更なる安定稼働に寄与した。 （3）「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、稼働に必要なシステム基盤を整備し、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）の導入推進に寄与した。 また、GPDRシステムからDWHサービスへ令和3年12月に移行することから、関連するRPA・EUCについて移行準備等を進めた。 （4）令和3年12月DWHサービス稼働に向けた要件定義、導入及び追加開発作業を完了させ、総合テストに着手し、プロジェクトを計画通り推進した。 また、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのBI（ビジネスインテリジェンス）ツールの導入を行った。 さらに、データの管理方針の策定やデータの信頼性を確保するための要件を定義するなど、継続的にデータ基盤を最適化する体制（データマネジメントオフィス）の整備のため、データ利活用に係る現状の課題、DMOの必要性について再認識したうえで、①運用の多様化・高度化を支えるためのデータ整備と体系の構築・維持、②業務の質向上と変化への柔軟な対応、③データの有効活用に向けた相互協力と貢献等の基本方針及び、令和3年度の取組み方針とスケジュールについての方向性の検討を行った。 （5）これらの取組を推進するため、IT専門人材2名を採用した。	収等を審議した。また、令和3年2月5日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告していること等から、所期の計画を達成していると考える。 ・公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和2年9月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処したことから、所期の計画を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	
--	------------------------	---	---	---	---	---	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1		財務内容の改善に関する事項	
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478					
	中期計画を踏まえた節減額（千円）（イ）	—	—	1,619,208					
	達成度	—	—	100%					
	（参考）執行額（千円）	—	—	2,521,265					

注）達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.24％に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項 第4で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正		第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和2年度において、令和元年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1.24％を節減した予算（人件費、システム関連経費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために令和2年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 令和2年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 「財務内容の改善に関する事項」は、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされているのに対し、目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考えられることから、Bと評価する。	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、年金積立金が国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、引き続き、予算	

	による適正かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	＜評価の視点＞ (1) 中期計画「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行っているか。	第4 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	【評価の視点】 (1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし	の適正な作成及び執行並びに必要なに応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化することが望まれる。 ＜その他事項＞ (外部有識者の意見) 特になし
--	--	---	---	--	--	---

		第7 第6の 財産以外の重 要な財産を譲 渡し、又は担 保に供しよう とするとき は、その計画 なし	第7 第6の 財産以外の重 要な財産を譲 渡し、又は担 保に供しよう とするとき は、その計画 なし		第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする きは、その計画 なし		
		第8 剰余金 の使途 なし	第8 剰余金 の使途 なし		第8 剰余金の使途 なし		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	高度で専門的な人材の人数	高度専門人材の確保・育成・定着管理	32人 (うち元(31)年度は8人採用)	34人 (うち2年度は2人採用)					
	経営委員会及び監査委員会の開催回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	24回 (経営委員会12回、監査委員会12回)	29回 (経営委員会14回、監査委員会15回)					
	経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項の整理及び規程化を実施した回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	1回	1回					
	情報セキュリティ自己点検を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	1回					
	標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	3回	5回					
	情報セキュリティeラーニングを実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 高度で専門的な人材の確保、育成、定着等 法人の行う年金積立金の	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明ら	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度専門人材については、運用の多様化に合わ		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 令和2年度は、前年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務等を明確にした。 ア オルタナティブ投資に対する適時適切な対応、内部牽制機能の強	<評定と根拠> 評定：B 「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」については、以下の事項を行うこととされている。 ・高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績評価を定期的に行うこと。 ・内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。 ・経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、内部統制に実績と経験を有する弁護士の新規採用や法務及びコンプライアンスを専門的に担当する法務室	

	運用は、外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。 高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。	かにするとともに、その人材の受入れに伴う環境整備を行う。 また、高度専門人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うとともに、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。 さらに、高度専門人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。 なお、高度専門人材の報酬水準については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどによ		化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等の一層的確な実施に向け、法務体制・機能の拡充・強化を図るために必要な法務の専門的知識を有する人材 イ 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材 これらの必要な人材採用に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大により当法人の採用活動も影響を受ける中ではあったが、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した審査により、専門的な人材2名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、3名の正規職員を採用した。 <table><tr><td>採用内訳（専門的な人材）</td><td>採用人数</td></tr><tr><td>運用リスク管理担当職員</td><td>1名</td></tr><tr><td>法務担当職員</td><td>1名</td></tr></table> （2）目標に対する成果を評価する制度（目標管理型人事評価）について、制度を適切に運用するため、新たに評価者となった者に対して評価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修を実施した。 また、令和2年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。 （3）採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。	採用内訳（専門的な人材）	採用人数	運用リスク管理担当職員	1名	法務担当職員	1名	めること。 ・監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。 ・情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績評価を定期的に行うこととされているのに対し、人材を受け入れるための就労環境の整備にも努め、育児・介護中の職員にのみ利用を認めていた早出遅出勤務制度を改正し、多様で柔軟な働き方を実現させるための一つ的手段として全職員向けに一般化した制度として位置付け直した。また、令和2年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。 内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行うとともに、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。 経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させることとされているのに対し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。経営委員会は、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務	の設置等、内部統制体制の整備を進めたところであるが、引き続き、高度で専門的な人材の確保・育成・定着、内部統制の一層の強化、国民から一層信頼される組織体制の確立、調査研究業務について年金積立金運用の目的に即して行うとともに費用対効果の検証を含めてPDCAサイクルの取組を強化すること、情報セキュリティ対策等に取り組むことが望まれる。 <その他事項> （外部有識者の意見） 特になし
採用内訳（専門的な人材）	採用人数											
運用リスク管理担当職員	1名											
法務担当職員	1名											

	運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。 なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。	り、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。 これらの取組を通じて、運用の高度化・多様化等に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る。 （２）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成２６年９月２日総務大臣決定）を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材	等を行う。 （４）高度専門人材の報酬水準については、民間企業等の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。		（４）「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。	を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させている。 情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認することされているのに対し、法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。		
				<評価の視点> （１）高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図っているか。	（２）高度で専門的な人材を活	（５）職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支	【評価の視点】 （１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、その能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を２名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含めた法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、３名の正規職員を採用した。なお、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度の利用対象を全職員に拡大する改正を行うなど、就労環境改善にも取り組んでおり所期の目標を達成していると考ええる。	（２）職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目

	マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。	図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。	用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図っているか。 （3）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援しているか。 （4）運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定しているか。また、研修制度の充実や人材マップの作成等により、人材育成・強化を行っているか。 （5）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等	援を行った。 人材確保については、職員採用委員会において採用に関する基本的な考え方や募集職種の整理、採用プロセスの見直しを行った。 また、専門人材の今後の採用（契約更新）、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化（マッピング）した。 ①専門実務研修 ア 運用専門職員による研修 職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>1回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>84人</td></tr></table> ②内部統制等研修 ア 情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>3回 (集合研修2回、eラーニング1回)</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>521名</td></tr></table> イ 新人研修 令和2年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>4回 (4月、7月、9月、2月)</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>8名</td></tr></table> ウ その他（自己啓発研修） 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。令和2年度は、職員の自己啓発を主な目的とし、SDGsに関する研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>3回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>500名</td></tr></table> エ コンプライアンス研修 コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。また、令和2年6月のパワハラ防止法施行及び国家公務員の懲戒指針改正にともなうパワーハラスメントへの処分基準の明確化等を踏まえ、同法及び指針の	研修回数	1回	参加延べ人数	84人	研修回数	3回 (集合研修2回、eラーニング1回)	参加延べ人数	521名	研修回数	4回 (4月、7月、9月、2月)	参加延べ人数	8名	研修回数	3回	参加延べ人数	500名	標を達成していると考える。 <
研修回数	1回																				
参加延べ人数	84人																				
研修回数	3回 (集合研修2回、eラーニング1回)																				
参加延べ人数	521名																				
研修回数	4回 (4月、7月、9月、2月)																				
参加延べ人数	8名																				
研修回数	3回																				
参加延べ人数	500名																				

			における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。	理解を図ることを目的としてコンプライアンス集合研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>2 回 (集合研修 1 回、e ラーニング 1 回)</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>339 名</td></tr></table> ③専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 資格取得者は令和 2 年度末で 57 名となっている。 イ I T パスポート資格等の取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び I T リテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（I P A）が実施する国家試験 I T パスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、令和 2 年度末の I T パスポート資格者数は 20 名となっている。	研修回数	2 回 (集合研修 1 回、e ラーニング 1 回)	参加延べ人数	339 名		
研修回数	2 回 (集合研修 1 回、e ラーニング 1 回)									
参加延べ人数	339 名									
2. 調査研究 （1）調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研	2. 調査研究 年金積立金の管理及び運用に関する調査研究について、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めとした法人外部のリソースも活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組	2. 調査研究 （1）経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するためのプロジェクトを今後 5 年間の調査研究計画の中核として立ち上げる。	（6）「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に則して調査研究業務を行っているか。	2. 調査研究 （1）経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するためのプロジェクトとして、①「投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究業務」、②「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務」、③「世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム」を新たに開始した。（②は、①の調査研究に知見を活用すべく共同研究に参加しているもので、管理運用法人はアンケートの質問作成や分析に対する助言を行う。） ①「投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究業務」 サステナビリティに関連する分野には、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経済・気候科学・都市工学など関連する研究分野と多岐にわたっており、また、情報学的な技術を活用することにより、従来定量化が困難であった非財務情報を定量化する試みが活発化してきている。よって、定期的に既存の研究のトレンドの把握や分析手法、研究結果の意味するところとその背景、今後の研究の方向性を把握することの意義は大きい。このような背景を踏まえ、令和 2 年度は経済・投資理論との関係性等に関する情報提供依頼を実施し、当該分野に係る広範な情報を収集した。 ②「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務」 E S G ・ S D G s 等の社会的価値貢献を重視した事業活動については、	（6）「専ら被保険者の利益のため」という目的に即し、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことに資する調査研究業務を実施するためには、年金積立金管理運用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選定が行われるべきであり、令和 3 年度の調査研究計画より、各調査研究テーマの「目標 (何を達成するか)」を設定するにあたり、「実務への応用方法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等を事前に想定し、調査研究テーマの選定を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。					

究を拡充できるように体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化すること。 （２）調査研究業務に関する情報管理 具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱い	む。具体的には、基本ポートフォリオに係る調査研究や、運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に積極的に取り組む。その際、高度専門人材を活用した法人内の体制整備、調査研究で得られたノウハウの法人内での蓄積及び人材育成の一層の推進に留意するとともに、法人外部のリソースを活用した調査	（２）運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標		欧米に続き、日本企業においても増加傾向にある。しかし、新型コロナウイルス感染拡大によるショックが発生し、企業に対する社会の評価と収益悪化傾向の企業の間にギャップが発生している。 そこで、新型コロナウイルス感染拡大によるショック発生後の多様なステークホルダーの社会的価値に関する測定方法の開発や、社会的価値がより重視される社会の将来予測を様々なステークホルダーに対するアンケート調査やデータ分析、AIを活用した将来シミュレーションを通じて、ポストコロナにおける企業価値の探索を研究することとし、本研究で得られた社会的価値等のサステナビリティ分野の研究に係る知見は、今後のESG投資の中で活用する。 ③「世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム」 わが国においては、平成11年2月に無担保コール翌日物金利を0.15％に誘導することを決定して以来、平成12年と平成18年に二度解除されたことがあるものの、すっかりゼロ金利が定着している。導入当初は一時的な措置と考えられていたことが常態化し20年以上が経過した。長期金利についても平成28年に導入された長短金利操作によりゼロ％程度で推移するようコントロールされており、今般、1918年のスペイン風邪の流行以来、約100年ぶりに感染症が全世界で流行したことで、令和2年3月、米国FRBは平成27年12月以来のゼロ金利政策に復し、史上初めて米国においても長期金利が1％を割り込んだ。 以上を踏まえ、世界のエコノミスト等にヒアリングし、なぜ超低金利となり、そして定着しているのか、今後、どれほどの時間軸で超低金利が継続するか等につきまとめ、あわせて、債券の期待リターン推計に関する知見を蓄積することとしており、令和2年度は情報提供依頼を実施し、当該分野に係る広範な情報を収集した。 （２）運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究として、管理運用法人の業務課題を踏まえ、前項の①～③に加え、④「人工知能（AI）によるファンド行動学習についての委託調査業務」、⑤「プライベートデットに関する調査研究業務」、⑥「上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究業務」、⑦「機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究業務」、⑧「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」についての調査研究業務を行った。 ④「人工知能（AI）によるファンド行動学習についての委託調査業務」		
--	--	---	--	--	--	--

	に加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。	研究を実施する場合には、情報漏えい対策等を徹底する。 さらに、経営委員会の適切な関与の下、調査研究のテーマの設定、研究成果の達成目標の設定、評価、業務への活用等の調査研究業務に係るPDCAサイクルの取組を強化する。その際、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。	（SDGs）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究については、管理運用法人の業務課題を踏まえながら、適時適切に実施する。	平成29年度より継続している「人工知能（AI）が運用に与える影響について」の調査研究において、これまでの研究ではGPIFが委託する国内外の株式アクティブ運用会社の取引データを機械学習によって分析することで、投資スタイルの類型化やスタイルドリフトの発見等が可能であることが示された。令和元年度から令和2年度にかけては、当該研究を進展させ、「ユニークさ」や「クセ」といった定量的に捕捉することが難しい情報の定量化を試み、取引行動からアクティブ運用者の過去と足元の投資行動の一貫性を捉える研究に加え、運用者間の類似度を捉える研究等に取り組んだ。 この結果、運用者の運用スタイルといった従来の指標だけでは捕捉し得ない運用行動の変化・運用者間の違い等を検知できる可能性が示された。 ⑤「プライベートデットに関する調査研究業務」 被保険者の利益に資することを前提に、運用対象の多様化に取り組んでおり、これまでの取り組みの例として、伝統的資産とリスク・リターン特性が異なるオルタナティブ資産への投資を行ってきた。本調査では投資の多様化を進めることを目的に、プライベートデット（私募債、バンクローン、ダイレクトレンディング、不動産ノンリコースローン、インフラストラクチャーデット等）が新たな運用対象となり得るかについて検討を行うため、調査研究を行った。 本研究により、プライベートデット資産でも様々な運用戦略が可能であることや、市場規模も主要な資産クラスの1つに成長していることが確認された。 ⑥「上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究業務」 オルタナティブ資産は、伝統的資産と比較して一般的に流動性が低く、運用手数料が高いといった傾向があるため、オルタナティブ資産の運用に取り組んでいく場面においては、年金給付に必要な流動性を確保するとともに、運用手数料とパフォーマンスについて妥当な評価を行うことが課題であると認識している。 そのため、(i) オルタナティブ資産のパフォーマンスデータや指数に係る基本的事項に関する情報収集、(ii) 伝統的資産・上場資産によるオルタナティブ資産の複製手法に関する情報収集、及び(iii) 運用手数料とパフォーマンスの評価方法に関する情報収集を行い、上記の複製手法及び評価方法について、導入に向けた検討を行う際の課題等を整理した。 評価結果では、プライベート・エクイティの市場平均パフォーマンスについて複製可能性が一定程度支持され、複製技術を用いることで流動性を懸念せず、速やかにエクスポージャーがとれる利点等が存在することが分かった。一方で、複製パフォーマンスの不安定性や、投資家が望む高リターンのファンドのパフォーマンス複製はまだ難しいことから、実物資産を保有する意義も改めて確認できた。また、プライベート・エクイティの運用手		
--	---	---	--	---	--	--

				数料水準については一見高いものの、リターン対比では伝統的資産と比較して割高とは言えず、妥当な水準であるとの分析結果が得られた一方で、ヒアリングでは手数料体系への課題も指摘された。 本調査研究の結果を受け、今後も実物資産への投資を拡大させながら、引き続き複製技術の精度向上に向けて積極的な取り組みを行っていく。 ⑦「機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究業務」 資産配分について機動的な運用を行うにあたっては、昨今、変動の激しい傾向にある経済環境や市場環境に係る分析について高度化を図っていく必要がある。そこで、機動的な運用のためのリスク管理について多角化を図るべく、新たなリスク管理指標の調査研究（共同研究）を開始した。当該研究については、これまでのトラッキングエラーや VaR といった現在のリスク状況を示す指標というよりは、フォワードルッキングな先行指標を想定しており、最新の理論研究（既存の枠組みを超えた新規の手法・研究等）を取り入れた新規のリスク管理指標を研究の対象としている。 しかしながら、令和２年度において、有用な管理指標の開発が見通せないため、令和２年１２月より当研究業務は取りやめることとなった。 ⑧「ＥＳＧ投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」 ユニバーサル・オーナーかつ超長期投資家であるＧＰＩＦは、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進している。このような取り組みを行う上で、ＥＳＧ投資の分散投資効果やポートフォリオ効率性に対する効果を検証することは、より適切かつ効果的なＥＳＧの取り組みを可能にするとともに、有効性に関しても客観的に評価する必要がある。 具体的には、時間的な変遷や国別の差異の観点を含めた定量的な分析を行い、時系列分析の手法や国別の比較分析の手法が必要となる。特にレジームスイッチングモデル等を用いた高度な手法を用いることで、レジーム変化の検出やその条件の分析において、先進的かつ独自性の高い結果が得られることを目指している。 （３）サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるＥＳＧの考慮について調査研究等		
--	--	--	--	---	--	--

		を行う。 （４）年金運用に関連する分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として、「GPIF Finance Awards」を実施する。 （５）調査研究のテーマの		（４）運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成 28 年度に GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、令和 2 年度においては、第 4 回 GPIF Finance Awards 受賞記念講演会をオンラインにて開催した。 （第 4 回 GPIF Finance Awards 受賞者） <table><tr><th>氏 名</th><th>役 職</th></tr><tr><td>戸田 アレクシ 哲</td><td>カリフォルニア大学サンディエゴ校准教授</td></tr></table> （選考委員） <table><tr><th>氏 名</th><th>役 職（選考時）</th></tr><tr><td>ロバート・マートン</td><td>ノーベル経済学賞受賞、 ハーバード大学名誉教授、 MIT スローン・ビジネススクール教授</td></tr><tr><td>ジョシュ・ラーナー</td><td>ハーバード・ビジネススクール教授</td></tr><tr><td>デビッド・チェンバース</td><td>ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授</td></tr><tr><td>植田 和男</td><td>共立女子大学ビジネス学部 学部長 東京大学金融教育研究センター センター長 （元運用委員会委員長）</td></tr><tr><td>翁 百合</td><td>（株）日本総合研究所理事長 （金融審議会委員）</td></tr><tr><td>福田 慎一</td><td>東京大学大学院経済学研究科教授 （金融審議会委員）</td></tr><tr><td>沖本 竜義</td><td>オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院准教授</td></tr><tr><td>米澤 康博</td><td>早稲田大学大学院経営管理研究科教授 （元運用委員会委員長）</td></tr></table> （５）PDCAサイクルの取組を強化すべく、外部コンサルタントからも意見を聴取したうえで、令和 3 年度の調査研究計画より、調査研究テーマ	氏 名	役 職	戸田 アレクシ 哲	カリフォルニア大学サンディエゴ校准教授	氏 名	役 職（選考時）	ロバート・マートン	ノーベル経済学賞受賞、 ハーバード大学名誉教授、 MIT スローン・ビジネススクール教授	ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授	デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授	植田 和男	共立女子大学ビジネス学部 学部長 東京大学金融教育研究センター センター長 （元運用委員会委員長）	翁 百合	（株）日本総合研究所理事長 （金融審議会委員）	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 （金融審議会委員）	沖本 竜義	オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院准教授	米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 （元運用委員会委員長）	
氏 名	役 職																										
戸田 アレクシ 哲	カリフォルニア大学サンディエゴ校准教授																										
氏 名	役 職（選考時）																										
ロバート・マートン	ノーベル経済学賞受賞、 ハーバード大学名誉教授、 MIT スローン・ビジネススクール教授																										
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授																										
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授																										
植田 和男	共立女子大学ビジネス学部 学部長 東京大学金融教育研究センター センター長 （元運用委員会委員長）																										
翁 百合	（株）日本総合研究所理事長 （金融審議会委員）																										
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 （金融審議会委員）																										
沖本 竜義	オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院准教授																										
米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 （元運用委員会委員長）																										

		設定、研究成果の評価、業務への活用等の調査研究業務に係るPDCAサイクルの取組を強化すべく、コンサルタントの導入や有識者会議の設置に係る検討を行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。 （６）年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。		の選定において、「目的(何のために)」と「目標(何を達成するか)」を明確化し、中期計画等に定める「目的」との整合性を開始前に確認するとともに、事後においては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行う仕組みを導入した。 なお、調査研究の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。										
		（７）高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備、調査研究によって得られたノウハウの蓄積及び人材育成の一層の推進を行っているか。 （８）費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位	<table><tr><td rowspan="7">研究 テーマ</td><td>人工知能（AI）によるファンド行動学習についての委託調査研究（平成29年度より継続）</td></tr><tr><td>プライベートデットに関する調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究</td></tr><tr><td>ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務</td></tr></table>	研究 テーマ	人工知能（AI）によるファンド行動学習についての委託調査研究（平成29年度より継続）	プライベートデットに関する調査研究（令和元年度より継続）	上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究（令和元年度より継続）	機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究（令和元年度より継続）	ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）	投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務	（６）調査研究業務の統括を担う調査数理室が、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令塔機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。	（７）調査研究業務については、当該業務の統括を担う調査数理室を軸に着実に取り組んだ。また、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査研究に取り組むとともに、この専門人材は正規職員の指導を行うことで正規職員の業務遂行能力の向上に寄与していることから、所期の目標を達成していると考ええる。 （８）年金積立金の管理及び運用の収益を国庫に納付し、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するべく、年金積立金管理運用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選	
研究 テーマ	人工知能（AI）によるファンド行動学習についての委託調査研究（平成29年度より継続）													
	プライベートデットに関する調査研究（令和元年度より継続）													
	上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究（令和元年度より継続）													
	機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究（令和元年度より継続）													
	ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）													
	投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究													
	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務													

		（７）専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。	置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCA サイクルの取組を強化しているか。その際、経営委員会の適切な関与の下で行っているか。	<table><tr><td></td><td>世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム</td></tr></table> （７）情報収集・意見交換等 国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>専門調査機関等主催会議</td><td>38</td><td>38</td></tr></table>		世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム	内容	回数	参加延べ人数	専門調査機関等主催会議	38	38	定を行うこととしており、令和３年度の調査研究計画では、PDCAサイクルの取組強化のため、調査研究テーマの選定段階において、中期計画に定める「目的(何のために)」との整合性や、「実務への応用方法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等の「目標(何を達成するか)」を確認しており、今後調査研究の完了後に実施する実績評価においては、「実務への貢献」を踏まえた「目標」が達成されたかを検証することにより、費用対効果の判断を行う枠組みを構築した。 また、経営委員会に対しては、適時のタイミングにて、調査研究業務の計画、進捗状況、実績評価等を報告している。 以上により、所期の目標を達成していると考え る。
	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム												
内容	回数	参加延べ人数											
専門調査機関等主催会議	38	38											
		（８）調査研究等の実施に当たり、管理運用法人の業務上の秘密情報を提供する必要がある共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリテ	（９）具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底しているか。	（８）調査研究業務に関する情報管理 当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。 また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先等候補者に対して、情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況であることを確認した。	（９）委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考え								

		イベントマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。				
3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化	3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化	3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化		3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化		
法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図ると	経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。具体的には、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民からより一層信頼される組織づくりを進める。そのため、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、経営委員会及び監査委員会並びに理事長を始めとした役職員の連携により、現行内部	(1) 経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会やコンプライアンス委員会等を通じて、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民からより一層信頼される組織づくりを進める。	(10) 経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図っているか。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施しているか。さらに、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な注意義務及び忠実義務の遵守を	(1) 「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会やコンプライアンス委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。	(10) 内部統制等の体制の強化については、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行っている。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。さらに、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底している。	
				(2) 内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり適切に行った。	運用受託機関等に対して、ガイドラインで法令遵守を求めるとともに、定期ミーティング等において遵守状況を確認している。日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86号報告書)等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。	
				① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制	以上により、所期の目標を達成していると考ええる。	
				法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。		

	ともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われないことがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	体制の点検を行い、早急に必要な改善策を講ずる。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。 また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 コンプライアンスの徹底を図り、法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を活用し、法務体制・機	（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。 また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	徹底しているか。 その際、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求めているか。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（令和2年5月及び令和3年3月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関するeラーニングを実施した。さらに、令和2年6月のパワハラ防止法施行及び国家公務員の懲戒指針改正にともなうパワーハラスメントへの処分基準の明確化等を踏まえ、同法及び指針の理解を図ることを目的としてコンプライアンス集合研修を実施し、役職員の意識向上を図った。 また、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みを実施した。 ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。 また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。 ③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。 （3）運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を		
--	---	---	---	---	--	--

		能の拡充・強化を進めるとともに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。			求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。	
--	--	---	--	--	---	--

オルタナティブ資産に係る投資一任契約形態での運用受託機関の選定については業務方針に基づき候補者を評価し選定しているが、引き続き総合評価において、主にガバナンス体制については「組織・人材」項目において評価し、利益相反の防止体制・関係法令等の遵守状況については「内部統制・事務処理体制」項目として評価している。「内部統制・事務処理体制」項目は、必要な体制の構築及び措置が講じられていない場合は評価点にかかわらず選定見送りとなる必須項目となっている。

運用受託機関選定後は、投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っている。

(4) 内部監査

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況、資金配分・回収に関する意思決定等のプロセスに係る統制活動の実施状況の確認、規程等の整備等に関する内部監査として内外の通報に関する規程等の整備状況、内外通報事案の処理に関する規程等の運用状況の確認、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、令和2年4月1日施行改正労働法の対応状況の確認、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として業務リスク等の総括管理状況の確認、運用受託機関等の管理の実施状況に関する内部監査として外部運用委託先の管理の適正性・有効性、選定プロセスの適正性の確認、法人文書に関する内部監査とし規程に基づく報告のとりまとめ状況、法人文書関連規程等遵守状況の確認、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

- ① 令和2年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を2回及び情報セキュリティ内部監査を1回それぞれ下表のとおり実施した。
- ② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

内部監査実施 期間	対象者及び部室	備 考
R2.5	総務部	・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)
～	企画部	・【第1回】定期内部監査
	調査数理室	・【第1回】定期内部監査

						R2. 9 運用リスク管理室 ・【第1回】定期内部監査 情報管理部 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) 投資戦略部 ・【第1回】定期内部監査 運用管理部 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) 市場運用部 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) オルタナティブ投資室 ・【第1回】定期内部監査 インハウス運用室 ・【第1回】定期内部監査 経営委員会事務局 ・【第1回】定期内部監査 監査委員会事務局 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) 監査室 ・【第1回】定期内部監査 R2. 10 総務部 ・【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 企画部 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 (フォロー監査を含む) 調査数理室 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 運用リスク管理室 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 情報管理部 ・【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 (フォロー監査を含む) 投資戦略部 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 運用管理部 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 市場運用部 ・【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 オルタナティブ投資室 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 インハウス運用室 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査 経営委員会事務局 ・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

	監査委員会事務局	・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	監査室	・【第2回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査

③ 年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。

④ 令和2年3月付出納責任者の交代に伴う特別監査の監査結果報告等を実施した。

(5) 監査委員会監査

① 監査委員会による監査については、2019年度監査委員会監査計画（令和元年6月24日通知）、2020年度監査委員会監査計画（令和2年6月26日通知）に基づき、下表のとおり実施した。

年 月	対象部室等	実施内容等
R2.6	総務部	令和元年度決算(会計)監査
R2.6	理事長	令和元年度監査報告(内部統制を含む。)
R2.12 ～ R3.4	経営委員 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等(総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、審議役(併)コンプライアンス・オフィサー、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)
通年	全部室	理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等

② 令和2年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績
ア 令和2年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。
イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。

ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。

エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。

オ 監査委員会監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。

（6）会計監査人の監査

会計監査人による監査については、令和元年度の決算に係る会計監査及び令和2年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、令和元年度の決算に係る監査報告書については、6月開催の監査委員会及び経営委員会に報告した。

年 月	実施内容等
R2. 4～5	令和元年度の会計監査（期中監査）
R2. 5～6	令和元年度の会計監査（期末監査）
R2. 6	令和元年度の「独立監査人の監査報告書」受領
R2. 11 ～ R3. 3	令和2年度の会計監査（期中監査）

（7）第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人（令和2年度から令和6年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。今年度においては、次年度以降に実施するマネジメント監査の本監査の方針や監査事項等を設定するためにリスク分析・評価を行った。

また、令和元年度マネジメント監査のフォロー監査においては、いずれの事項においても適切に改善されていることが確認されたとの報告を受けた。

なお、監査結果については、2月4日付で理事長に報告した。

				<table><tr><td>年 月</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>R2. 10</td><td>令和２年度の監査実施計画の承認</td></tr><tr><td>R2. 10 ～ R3. 1</td><td>令和２年度マネジメント監査及び平成 31（令和元）年度実施監査のフォローアップ監査 （次年度以降の監査方針、監査事項設定に向けてのヒアリング（情報管理部、運用管理部）</td></tr><tr><td>R3. 2</td><td>報告書作成</td></tr><tr><td>R3. 2</td><td>監査報告会</td></tr></table>	年 月	実施内容等	R2. 10	令和２年度の監査実施計画の承認	R2. 10 ～ R3. 1	令和２年度マネジメント監査及び平成 31（令和元）年度実施監査のフォローアップ監査 （次年度以降の監査方針、監査事項設定に向けてのヒアリング（情報管理部、運用管理部）	R3. 2	報告書作成	R3. 2	監査報告会		
年 月	実施内容等															
R2. 10	令和２年度の監査実施計画の承認															
R2. 10 ～ R3. 1	令和２年度マネジメント監査及び平成 31（令和元）年度実施監査のフォローアップ監査 （次年度以降の監査方針、監査事項設定に向けてのヒアリング（情報管理部、運用管理部）															
R3. 2	報告書作成															
R3. 2	監査報告会															
		（３）コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。	（11）内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制の一層の強化を行っているか。 また、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を含む内部統制体制の一層の強化を行っているか。	（８）内部統制に実績と経験を有するシニアな弁護士を令和２年９月に職員として１名新たに採用し、内部統制リスクの検証を行い、当該検証を踏まえて法務室を設置し、外部弁護士ネットワークを構築して、法務リスクに適切に対応するための内部統制体制を整備し、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し的確に実施している。	（11）内部統制に実績と経験を有するシニアな弁護士を令和２年９月に職員として１名新たに採用するとともに、法務及びコンプライアンスを専門的に担当する部署として法務室を設置し、内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を進めた。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。											
		（４）運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関す	（12）法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関し適切	（９）金融事業者へ再就職をした元役員から、法律で義務付けられている離職後２年間の再就職の届出を受けたことから、速やかに経営委員会に報告した。	（12）金融事業者へ再就職をした元役員から、適切に再就職の届出を受け、速やかに経営委員会に報告していることから、所期の目標を達成していると考ええる。											

第3 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 平成 28 年の法改正により、平成 29 年 10 月から、法人に経営委員会と監査委員会が設置されるなど、以下のようなガバナンス改革が講じられた。 経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手續	第1 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長を始めとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の手續の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対し	るルールの徹底を図る。 第1 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の手續の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対し	な措置を講じているか。 (13)平成 29 年 10 月のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的な PDCA サイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めているか。 (14) 経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行っているか。 (15) 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役員意識調査を年 1 回実施し、改善を図るような仕組みを検	第1 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、令和 2 年度に 14 回開催し、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。 【経営委員会開催実績】 第 4 0 回 令和 2 年 4 月 1 日 第 4 1 回 令和 2 年 4 月 27 日 第 4 2 回 令和 2 年 5 月 28 日 第 4 3 回 令和 2 年 6 月 11 日 第 4 4 回 令和 2 年 6 月 29 日 第 4 5 回 令和 2 年 7 月 22 日 第 4 6 回 令和 2 年 9 月 18 日 第 4 7 回 令和 2 年 10 月 9 日 第 4 8 回 令和 2 年 11 月 19 日 第 4 9 回 令和 2 年 12 月 17 日 第 5 0 回 令和 3 年 1 月 14 日 第 5 1 回 令和 3 年 2 月 5 日 第 5 2 回 令和 3 年 3 月 12 日 第 5 3 回 令和 3 年 3 月 26 日 監査委員会は、令和 2 年度に 15 回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手續きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。 【監査委員会開催実績】 第 4 9 回 令和 2 年 4 月 23 日 第 5 0 回 令和 2 年 5 月 26 日 第 5 1 回 令和 2 年 6 月 9 日 第 5 2 回 令和 2 年 6 月 26 日 第 5 3 回 令和 2 年 7 月 20 日 第 5 4 回 令和 2 年 8 月 21 日 第 5 5 回 令和 2 年 8 月 31 日 第 5 6 回 令和 2 年 9 月 17 日 第 5 7 回 令和 2 年 10 月 7 日 第 5 8 回 令和 2 年 11 月 17 日 第 5 9 回 令和 2 年 12 月 16 日	(13) ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会、監査委員会、理事長等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら運営しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (14) ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、経営委員会において、令和 2 年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 (15) 業務運営に係る意見を新たに調査項目に加えた職員現況調査を開始した。また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目とし、職員の能動的な業務関与を促すこととしていることから、所期の目標を達成していると考ええる。	
--	--	---	---	--	---	--

の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 引き続き、このガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図るこ	する。 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体	て意見を提出する。 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼	討・構築を行っているか。	第60回 令和3年1月12日 第61回 令和3年2月3日 第62回 令和3年3月10日 第63回 令和3年3月24日 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、第53回経営委員会（令和3年3月26日開催）において、令和2年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行った。 令和2年度の職員現況調査は、業務運営に係る意見を新たに調査項目に加えて開始した。 また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。		
---	---	---	---------------------	--	--	--

	とにより、自律的なPDC Aサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。 また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。	制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築する。	される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査の実施方法等について検討する。				
	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化 管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとともに、監査委員	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、以下の点を重点に監査及び監視を行う。 (1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況を監視し、その実効性を検	(16) 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本の方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させているか。	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会は、ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監視し、その実効性を検証した。	(16) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考ええる。	

	員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本の方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。	会による監査に必要な費用を手当てするなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整備・改善を図る。 （２）監査及び監視の方針 監査委員会は、監査委員会規程、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程並びに内部統制に関する監査委員会監査実施基準を監査の方針として位置付け、これらの方針に基づき管理運用法人の業務の監査及び監視を行う。 なお、中期計画期間中の状況変化に対応し、適切な監査を実施するために方針も随時改正する。	証する。また、その結果や管理運用法人の置かれた状況などを踏まえ、必要に応じて、更なるガバナンス強化に資する提言・提案を行う。 （２）監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。		（２）監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性を確認した。また、監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を２回開催し、調達手続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。		
--	--	--	---	--	---	--	--

	（３）監査計画の策定と計画に基づく監査の実施 監査委員会は、各年度の業務監査や会計監査の結果に基づき当該年度の監査報告を作成するとともに、次年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。 監査委員会は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議	（３）監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。		（３）監査委員会は、一般競争入札（総合評価落札方式）による調達を実施し、令和２～６事業年度の会計監査人候補者を選定した。会計監査人及び監査室とは随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。		
--	---	--	--	--	--	--

		に参加すること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のPDCAサイクルを回すことによって監査の実効性を向上させる。 （４）内部諸規定に基づく業務運営の点検 監査委員会は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。				
５．情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ	５．情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ	５．情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ	（17）情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、	５．情報セキュリティ対策 ① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 ・法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を令和２年９月から１２月にかけて実施した。	（17）情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（５回）。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか	

	ィ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。	ィ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を行う。 また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。	ィ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を具体的に検討し、実装に向けた取り組みを行う。 また、運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 さらに、運用受託機関等	法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認しているか。また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価しているか。	②法人のネットワークシステムにクラウド監視サービス（CASB(Cloud Access Security Broker)）を令和3年3月に構築・導入し、役職員のクラウドサービス利用のモニタリング環境を整備した（令和3年4月から運用開始済み）。 ③ 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 ・セキュリティに係わる最新の状況をテーマにeラーニングを実施した。 ・テレワーク業務におけるリスクや Web 会議時のリスク等に関して集合研修を実施し全役職員が受講した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やか に実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施するとともに、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化した。 ④ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築 ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ223社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。	否かについて点検した結果、98.6%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし。	
--	---	---	--	---	--	--	--

			の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。				
		6．施設及び設備に関する計画 なし	6．施設及び設備に関する計画 なし		6．施設及び設備に関する計画 なし		
		7．中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	7．中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。		7．中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。		

4．その他参考情報
特になし